

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年第 3 回

小 金 井 市 議 会 定 例 会 議 案

(写)

小 議 発 第 8 5 号

令和7年8月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

齋 藤 康 夫

令和7年第3回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 認 第 1 号 令和6年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2 号 令和6年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 令和6年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 4 号 令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 5 号 令和6年度小金井市下水道事業会計決算の認定について
- 報 告 第 6 号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 諮 問 第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第32号 令和7年度小金井市一般会計補正予算（第3回）
- 議案第33号 令和7年度小金井市一般会計補正予算（第4回）
- 議案第34号 令和7年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 議案第35号 令和7年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 議案第36号 令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第38号 小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 39 号 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第 41 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 42 号 小金井市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 43 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一
部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 44 号 小金井市立保育園条例
- 議案第 45 号 小金井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例
- 議案第 46 号 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 47 号 小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例
- 議案第 48 号 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正す
る条例
- 議案第 49 号 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 50 号 小金井市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 市道路線の廃止について
- 議案第 52 号 市道路線の認定について
- その他 工事請負金額 1,000 万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 賃料増額請求調停事件に係る調停案の受諾について

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 全国市議会議長会定期総会について

令和7年5月20日（火）東京国際フォーラムにおいて開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、会長選任に続いて、表彰式が行われた。

その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報 告

ア 一般事務及び会計報告

イ 各委員会報告

(2) 議 案

ア 部会提出議案 27件

イ 会長提出議案 多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能強化に関する決議（案）

地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議（案）

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議（案）

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議（案）

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

(3) 役員改選

2 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

令和7年5月26日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 令和6年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 令和7年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長 国立市
- ・ 副会長 青梅市、福生市、瑞穂町
- ・ 監 事 国分寺市、奥多摩町
- ・ 理 事 各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
 委員長 西東京野市
 副委員長 八王子市、国分寺市、奥多摩町
- ・ 第2委員会
 委員長 昭島市
 副委員長 国立市、八王子市、東大和市
- ・ 第3委員会
 委員長 東久留米市
 副委員長 檜原村、昭島市、府中市

エ 総会決議（案）について

3 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

令和7年5月29日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議 案

- ア 令和6年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告について
- イ 令和6年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算について
- ウ 令和7年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）について
- エ 役員の改選について

(2) 報告事項

- ア 令和7年度東京消防庁主要事業について

4 東京都市議会議長会定例総会について

令和7年5月29日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 全国市議会議長会 部会長の補欠選任について
- ウ 第249回東京都都市計画審議会の会議結果について
- エ 全国市議会議長会第240回理事会の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 各市提出議案について

5 東京都市議会議長会定例総会について

令和7年8月4日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、八王子市、青梅市、調布市、小平市、東村山市の各市議会議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和7年度定時評議員会の会議結果について
- ウ 全国市議会議長会第241回理事会の会議結果について
- エ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について
- オ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 各市提出議案について
- イ 都県提出議案について

6 東京都北多摩議長連絡協議会定例総会

令和7年8月5日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告

(2) 協議事項

- ア 令和6年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告について
- イ 令和6年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出決算の認定について

- ウ 令和7年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画（案）について
- エ 令和7年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出予算（案）について
- オ 令和8年度東京都北多摩議長連絡協議会役員（案）について
令和8年度役員市
会長 武蔵村山市 副会長 狛江市 監事 小平市

7 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第63回総会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が、国及び都に対して上下水道及び道路建設事業について、共通して改善を求めるための会議に出席するため

イ 場 所 東京自治会館

ウ 期 日 令和7年5月26日（月）

エ 派遣議員 清水学議員、中井れい子議員、坂井えつ子議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に下水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場 所 東京自治会館

ウ 期 日 令和7年7月30日（水）

エ 派遣議員 中井れい子議員

(3) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場 所 東京自治会館

ウ 期 日 令和7年7月31日（木）

エ 派遣議員 坂井えつ子議員

(4) 上級救命再講習

ア 目 的 小金井市議会議員として、市民の不測の事態に際して適切な救命措置を行うことができるよう講習を受講するため

イ 場 所 小金井消防署

ウ 期 日 令和7年8月8日（金）

エ 派遣議員 坂井えつ子議員、小林正樹議員、沖浦あつし議員、たゆ久貴議員、
水上洋志議員、遠藤百合子議員、岸田正義議員、鈴木成夫議員、
斎藤康夫議員、片山かおる議員、森戸よう子議員

(5) 上級救命講習

ア 目 的 小金井市議会議員として、市民の不測の事態に際して適切な救命
措置を行うことができるよう講習を受講するため

イ 場 所 小金井消防署

ウ 期 日 令和7年8月18日（月）

エ 派遣議員 太田宏徳議員、中井れい子議員、天野かな議員、ながとり太郎議
員、河野麻美議員、吉良のりこ議員、村上ようすけ議員、藤川賢
治議員、渡辺大三議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 坂井えつ子議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 安田けいこ議員 森戸よう子議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 鈴木成夫議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 遠藤百合子議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 遠藤百合子議員 渡辺大三議員

6 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 清水学議員

7 浅川清流環境組合議会

選出議員 水谷たかこ議員 小林正樹議員 河野麻美議員 沖浦あつし議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和7年5月13日から令和7年8月11日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和7年7月29日（火） 令和7年第1回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月29日（火） 令和7年第1回臨時会

正副議長選挙、行政報告2件及び議案2件を審議した。

(1) 正副議長の選挙

議長には城野けんいち氏（清瀬市選出）、副議長には外山まなみ氏（小平市選出）を選出した。

(2) 行政報告

1 令和6年度 公立昭和病院取扱患者実績について

2 令和6年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について

以上2件については、いずれも了承した。

(3) 議案

議案第6号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて

上林真佐恵氏（東大和市選出）を選任することに同意した。

議案第7号 公立昭和病院使用条例の一部を改正する条例
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年7月25日（金） 令和7年第1回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月25日（金） 令和7年第1回臨時会

議案3件を審議した。

議案第4号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について

森戸よう子氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

議案第5号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年7月22日（火） 令和7年第1回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月22日（火） 令和7年第1回臨時会

議案4件を審議した。

議案第9号 専決処分(東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

議案第10号 専決処分(東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第11号 エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業建設工事請負契約の締結について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第12号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
佐藤まさたか氏（東村山市選出）を選任することに同意した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年7月7日（月） 令和7年第2回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月7日（月） 令和7年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には清水仁恵氏（調布市選出）、副議長にはいわせ和子氏（町田市選出）を選出した。

第11号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

佐藤徹氏（小平市選出）を選任することに同意した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年7月7日（月） 令和7年第2回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月7日（月） 令和7年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には渡辺大三氏（小金井市選出）、副議長には与座武氏（武蔵野市選出）を選出した。

第10号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて
赤沼泰雄氏（昭島市選出）を選任することに同意した。

東京都後期高齢者医療広域連合議会活動報告

1 広域連合議会開催状況

令和7年7月31日（木） 第1回臨時会

2 会議の概要

令和7年7月31日（木） 第1回臨時会

正副議長選挙を実施した。

選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

石川義弘氏（台東区選出）を選出した。

選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

山内公美子氏（青梅市選出）を選出した。

広域連合長提出議案10件及び陳情2件を審議した。

同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
斉藤猛氏（江戸川区長）を選任することに同意した。

同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
加藤育男氏（福生市長）を選任することに同意した。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
師岡伸公氏（奥多摩町長）を選任することに同意した。

同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
一柳直宏氏（東京都後期高齢者医療広域連合議会議員）を選任することに同意した。

議案第13号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第14号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第15号 東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第17号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

陳情第1号 後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長するよう国に意見書を提出することを求める陳情

陳情第2号 高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書を提出することを求める陳情

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、不採択と決定した。

管理委員及び補充員の選挙を実施した。

選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

高村直樹氏（江東区選挙管理委員会）、池田祥子氏（小金井市選挙管理委員会）、鈴木利廣氏（文京区選挙管理委員会）、永田政弘氏（小平市選挙管理委員会）を選出した。

選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙

古川斗記男氏（渋谷区選挙管理委員会）第1順位、黒澤菜穂子氏（多摩市選挙管理委員会）第2順位、大畑修氏（北区選挙管理委員会）第3順位、田嶋光男氏（あきる野市選挙管理委員会）第4順位を選出した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年8月4日（月） 令和7年第1回臨時会

2 会議の概要

令和7年8月4日（月） 令和7年第1回臨時会

議案4件を審議した。

議案第4号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第6号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

福島基氏（日野市代表監査委員）を選任することに同意した。

議案第7号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

水谷たかこ氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

認第1号

令和6年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

認第2号

令和6年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

認第3号

令和6年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

認第4号

令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

認第5号

令和6年度小金井市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度小金井市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

報告第6号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.9	—
(12.04)	(17.04)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：％)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率 ※1	連結実質赤字比率 ※1	実質公債費比率	将来負担比率 ※2
132101	東京都	小金井市	— (△9.38)	— (△14.43)	1.9	— (△13.7)

※1 黒字の程度を負の数値で()内に表記した。

※2 将来負担の程度を負の数値で()内に表記した。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.04	17.04	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額					
25,662,107	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{25,662,107 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{25,662,107 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
一般会計(1)	59,777,516	57,299,030	2,478,486	68,969	2,409,517

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特 別 会 計 名	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債 ③	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(①－②－③＋④)
下水道事業会計(2)	1,183,473	276,260	0	0	907,213

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特 別 会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
国民健康保険特別会計	10,916,759	10,785,743	131,016	0	131,016
介護保険特別会計	9,601,358	9,403,334	198,024	0	198,024
後期高齢者医療特別会計	3,330,388	3,271,486	58,902	0	58,902
合 計 (3)	23,848,505	23,460,563	387,942	0	387,942

連結合計(1) + (2) + (3)	3,704,672
---------------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公債費充当一般財源等額 A	1,209,387	1,115,653	1,024,320
公債費（一般会計等）	2,214,878	2,135,026	2,018,430
特定財源 都市計画税	△1,005,491	△1,019,373	△994,110
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	106,466	99,648	94,744
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	73,174	316,621	277,743
東京たま広域資源循環組合負担金	720	793	729
昭和病院企業団分担金	3,482	3,587	3,338
浅川清流環境組合	68,972	312,241	273,676
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	2,820	6,565	59,510
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの	2,820	6,565	59,510
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	1,391,847	1,538,487	1,456,317

○ 分母

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
標準財政規模	24,192,213	25,366,952	25,662,107
標準税収入額等	24,192,213	25,366,952	25,662,107
普通交付税	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	0	0	0
分母 合計 ②	24,192,213	25,366,952	25,662,107

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	953,423	865,773	717,464
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	26,375	23,456	21,256
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	26,623	23,864	23,651
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)	56,441	108,648	112,604
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	5,630	4,454	4,612
控除 合計 ③	1,068,492	1,026,195	879,587

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率(単年度) (①-③) / (②-③) × 100	1.39837	2.10467	2.32716
実質公債費比率(3年平均)	1.5	1.7	1.9

※小数点第2位以下切捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	17,222,247
債務負担行為に基づく支出予定額 B	1,067,925
依頼土地の買戻しに係るもの(土地開発公社)	447,789
その他	620,136
公営企業債(下水道)の償還に充てる繰入金見込額 C	840,165
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	3,129,867
東京たま広域資源循環組合負担金	3,010
昭和病院企業団分担金	27,219
浅川清流環境組合	3,099,638
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	4,378,214
合 計 ① (A+B+C+D+E)	26,638,418

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	14,683,604
充当可能特定歳入見込額 B	8,048,503
都市計画税	8,048,503
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	7,321,537
合 計 ② (A+B+C)	30,053,644

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	25,662,107
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	25,662,107

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	879,587
合 計 ④ (A)	879,587

(単位：%)

分子 (①-②)	△3,415,226 千円	=	将来負担比率	— ※△13.7
分母 (③-④)	24,782,520 千円			

※将来負担の程度を負の数値で表記した。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— ※△59.4	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,526,905 \text{ 千円}}$$

令和5年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	0.0	－	－
立川市	－ (11.34)	－ (16.34)	2.7	－	－
武蔵野市	－ (11.30)	－ (16.30)	△ 0.8	－	－
三鷹市	－ (11.37)	－ (16.37)	0.8	－	－
青梅市	－ (11.88)	－ (16.88)	2.2	－	－
府中市	－ (11.25)	－ (16.25)	2.7	－	－
昭島市	－ (12.20)	－ (17.20)	0.2	－	－
調布市	－ (11.25)	－ (16.25)	1.5	1.8	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	0.6	－	－
小金井市	－ (12.06)	－ (17.06)	1.7	－	－
小平市	－ (11.49)	－ (16.49)	1.8	－	－
日野市	－ (11.53)	－ (16.53)	△ 1.4	6.4	－
東村山市	－ (11.75)	－ (16.75)	2.2	－	－
国分寺市	－ (11.98)	－ (16.98)	1.2	15.3	－
国立市	－ (12.64)	－ (17.64)	2.5	－	－
福生市	－ (12.99)	－ (17.99)	△ 2.8	－	－
狛江市	－ (12.62)	－ (17.62)	0.9	－	－
東大和市	－ (12.58)	－ (17.58)	△ 0.6	－	－
清瀬市	－ (12.68)	－ (17.68)	4.0	27.0	－
東久留米市	－ (12.11)	－ (17.11)	0.1	－	－
武蔵村山市	－ (12.78)	－ (17.78)	1.7	－	－
多摩市	－ (11.67)	－ (16.67)	2.9	－	－
稲城市	－ (12.53)	－ (17.53)	3.7	10.3	－
羽村市	－ (13.05)	－ (18.05)	0.4	－	－
あきる野市	－ (12.61)	－ (17.61)	4.4	14.1	－
西東京市	－ (11.41)	－ (16.41)	2.6	－	－
26市平均	－	－	1.2	－	－

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 嶋 田 晶 子

年 齢 66 歳

職 業 団体役員

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 しま だ あき こ嶋 田 晶 子

年 齢 66歳

学 歴

昭和57年3月

青山学院大学文学部教育学科卒業

職 歴

昭和58年4月～昭和63年3月

三鷹市立第三小学校勤務

昭和63年4月～平成9年3月

新宿区立大久保小学校勤務

平成9年4月～平成13年3月

杉並区立桃井第二小学校勤務

平成13年4月～平成17年3月

三鷹市教育委員会指導室指導主事

平成17年4月～平成19年3月

小金井市立緑小学校副校長

平成19年4月～平成22年3月

調布市教育委員会指導課統括指導主事

平成22年4月～平成28年3月

武蔵野市立桜野小学校校長

平成28年4月～令和2年3月

武蔵野市立第五小学校校長

令和2年4月～現在

公益財団法人日本学校保健会事務局長

令和5年1月～現在

法務省人権擁護委員

その他の経歴

平成24年4月～平成26年3月

武蔵野市立小・中学校教育研究会会長

平成25年4月～平成27年3月

東京都公立小学校校長会会計部長

平成25年4月～平成27年3月
平成26年4月～平成27年3月
平成27年4月～平成29年3月
平成28年4月～平成29年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成29年4月～平成31年3月
平成30年4月～平成31年3月

平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月
平成31年4月～令和 2年3月

賞 罰

令和 2年2月

全国連合小学校長会監事
武蔵野市立小・中学校校長会会長
東京都公立小学校校長会庶務部長
武蔵野市社会教育委員
全国連合小学校長会理事
東京都公立小学校校長会副会長
日本教育会東京支部支部長
文部科学省中央教育審議会
「学校における働き方改革特別部会」委員
「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」委員
武蔵野市社会教育委員
日本教育会東京支部理事
武蔵野市学校整備基本計画策定委員会委員
武蔵野市生涯学習計画策定委員会委員

令和元年度東京都教育委員会職員表彰

議案第32号

令和7年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

令和7年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和7年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ760,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,794,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年9月1日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 10,151,333	千円 27,630	千円 10,178,963
	1 国 庫 負 担 金	8,617,970	30,897	8,648,867
	2 国 庫 補 助 金	1,503,389	△3,267	1,500,122
16 都 支 出 金		9,374,700	328,967	9,703,667
	2 都 補 助 金	5,831,821	328,967	6,160,788
22 市 債		1,042,800	404,000	1,446,800
	1 市 債	1,042,800	404,000	1,446,800
歳 入 合 計		53,033,739	760,597	53,794,336

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,134,609	千円 49,382	千円 6,183,991
	1 総 務 管 理 費	4,754,425	49,382	4,803,807
3 民 生 費		28,411,000	309	28,411,309
	2 児 童 福 祉 費	15,337,244	309	15,337,553
10 教 育 費		5,863,778	616,683	6,480,461
	2 小 学 校 費	2,507,352	593,172	3,100,524
	3 中 学 校 費	966,053	23,511	989,564
13 予 備 費		63,286	94,223	157,509
	1 予 備 費	63,286	94,223	157,509
歳 出 合 計		53,033,739	760,597	53,794,336

第2表 債務負担行為補正

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
第一小学校校舎改築等工事監理委託料	令和8年度 ～令和9年度	48,620 千円	令和8年度 ～令和10年度	56,300 千円
第一小学校校舎改築等工事設計意図伝達委託料	令和8年度 ～令和9年度	23,980 千円	令和7年度 ～令和10年度	39,600 千円
第一小学校校舎改築等工事	令和8年度 ～令和9年度	4,596,600 千円	令和8年度 ～令和10年度	4,704,800 千円

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
3	第一小学校校舎改築等事業	千円 281,900	千円 685,900	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合 計	1,042,800	1,446,800	

議案第 32 号資料 1

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 3 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 10,151,333	千円 27,630	千円 10,178,963
	1国庫負担金	8,617,970	30,897	8,648,867
	2国庫補助金	1,503,389	△3,267	1,500,122
16都支出金		9,374,700	328,967	9,703,667
	2都補助金	5,831,821	328,967	6,160,788
22市債		1,042,800	404,000	1,446,800
	1市債	1,042,800	404,000	1,446,800
歳入合計		53,033,739	760,597	53,794,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 6,134,609	千円 49,382	千円 6,183,991
	1 総 務 管 理 費	4,754,425	49,382	4,803,807
3 民 生 費		28,411,000	309	28,411,309
	2 児 童 福 祉 費	15,337,244	309	15,337,553
10 教 育 費		5,863,778	616,683	6,480,461
	2 小 学 校 費	2,507,352	593,172	3,100,524
	3 中 学 校 費	966,053	23,511	989,564
13 予 備 費		63,286	94,223	157,509
	1 予 備 費	63,286	94,223	157,509
歳 出 合 計		53,033,739	760,597	53,794,336

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
29,407			19,975
29,407			19,975
			309
			309
327,190	404,000		△114,507
238,622	404,000		△49,450
88,568			△65,057
			94,223
			94,223
356,597	404,000		0

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 教育費国庫負担金	千円 21,929	千円 30,897	千円 52,826	1 小学校費国庫負担金	千円 30,897

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費国庫補助金	千円 46,910	千円 △ 32,674	千円 14,236	1 小学校費補助金	千円 △ 32,674
6 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	451,180	29,407	480,587	1 物価高騰対応重点支援地 方創生臨時交付金	29,407

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円 493,179	千円 328,967	千円 822,146	1 教育費補助金	千円 328,967

款 22 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 教 育 債	千円 386,900	千円 404,000	千円 790,900	1 小 学 校 債	千円 404,000

説	明
	千円
1 公立学校施設整備費負担金 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条) 負担率 1 / 2	(庶務課) 30,897

説	明
	千円
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱) 補助率 1 / 3	(庶務課) △ 32,674
1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱)	(企画政策課) 29,407

説	明
	千円
19 公立学校情報機器整備支援事業補助金 (公立学校情報機器整備支援事業補助金交付要綱) 補助率 2 / 3	(学務課) 328,967

説	明
	千円
1 第一小学校校舎改築等事業債	(財政課) 404,000

項 1 総務管理費

-12-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
298			
298	1 報酬	1,654	13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 () 29,705
	3 職員手当等	520	(1) 地域安全課関係経費 29,705
	11 役務費 1 郵便料	31 31	1 報 酬 (1,654) 防犯機器等購入緊急補助業務会計年度任用職員報酬 1,654
	18 負担金補助及び交付金	27,500	3 職員手当等 (520) 11 役 務 費 (31) 郵 便 料 31 18 負担金補助及び交付金 (27,500) 防犯機器等購入緊急補助事業補助金 27,500
19,677			
18,445	13 使用料及び賃借料	18,610	1 財産管理に要する経費 (管 財 課) 18,445
	21 補償補填及び賠償金	1,067	13 使用料及び賃借料 (17,445) 第二庁舎借上料 8,373 第二庁舎借上料 (令和5・6年度分) 9,072 21 補償補填及び賠償金 (1,000) 第二庁舎借上料利息金 1,000
1,232			2. 車両管理に要する経費 (管 財 課) 1,232
			13 使用料及び賃借料 (1,165) 駐車場借上料 559 駐車場借上料 (令和5・6年度分) 606 21 補償補填及び賠償金 (67) 駐車場借上料利息金 67

項 2 兒童福祉費

-14-

4

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
309			
309	1 報酬	306	4 民設民営学童保育所重大事故 再発防止のための検証に要す る経費 (児 童 青 少 年 課) 309
	10 需用費	3	
	1 消耗品費	3	1 報 酬 (306) 民設民営学童保育所プール事故検証委員会 委員報酬 306 10 需 用 費 (3) 消 耗 品 費 3

款 10 教 育 費

項 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	429,930	175,472	605,402	240,399		
				240,399		
4 学校建設費	748,539	417,700	1,166,239	△ 1,777	404,000	
				△ 1,777	404,000	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 64,927			
△ 64,927	17 備品購入費	175,472	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 175,472
			17 備品購入費 (175,472) 教育振興備品 175,472
15,477			
15,477	14 工事請負費	417,700	1 学校施設整備に要する経費 (庶 務 課) 417,700
			14 工事請負費 (417,700) 第一小学校校舍改築等工事

項 3 中学校費

-18-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 65,057			
△ 65,057	17 備品購入費	23,511	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 23,511
			17 備品購入費 (23,511)
			教育振興備品 23,511

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	63,286	94,223	157,509			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 94,223		千円	千円

給与費明細書

特 別 職

(単位：千円)

区分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
			報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等	4		38,910	14,655		264	53,829	9,225	63,054
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	38,274	238,569
	その他	2,108	236,268					236,268	272	236,540
	計	2,136	379,848	38,910	71,370		264	490,392	47,771	538,163
補正前	長 等	4		38,910	14,655		264	53,829	9,225	63,054
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	38,274	238,569
	その他	2,103	235,962					235,962	272	236,234
	計	2,131	379,542	38,910	71,370		264	490,086	47,771	537,857
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	5	306					306		306
	計	5	306					306		306

※ その他の手当は、通勤手当264千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(8)							
	1,483	1,211,390	2,367,124	2,523,431	6,101,945	1,096,517	7,198,462	
補正前	(8)							
	1,482	1,209,736	2,367,124	2,522,911	6,099,771	1,096,517	7,196,288	
比 較	()							
	1	1,654		520	2,174		2,174	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
補正後	397,172	56,522	59,595	49,812		262,266
補正前	397,172	56,522	59,595	49,812		262,266
比 較						
職 員 手 当 の 内 訳	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後		13,644	157,740	772,560	754,120	2,523,431
補正前		13,644	157,740	772,296	753,864	2,522,911
比 較				264	256	520

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	520	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 520 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 520 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

変更

(単位:千円)

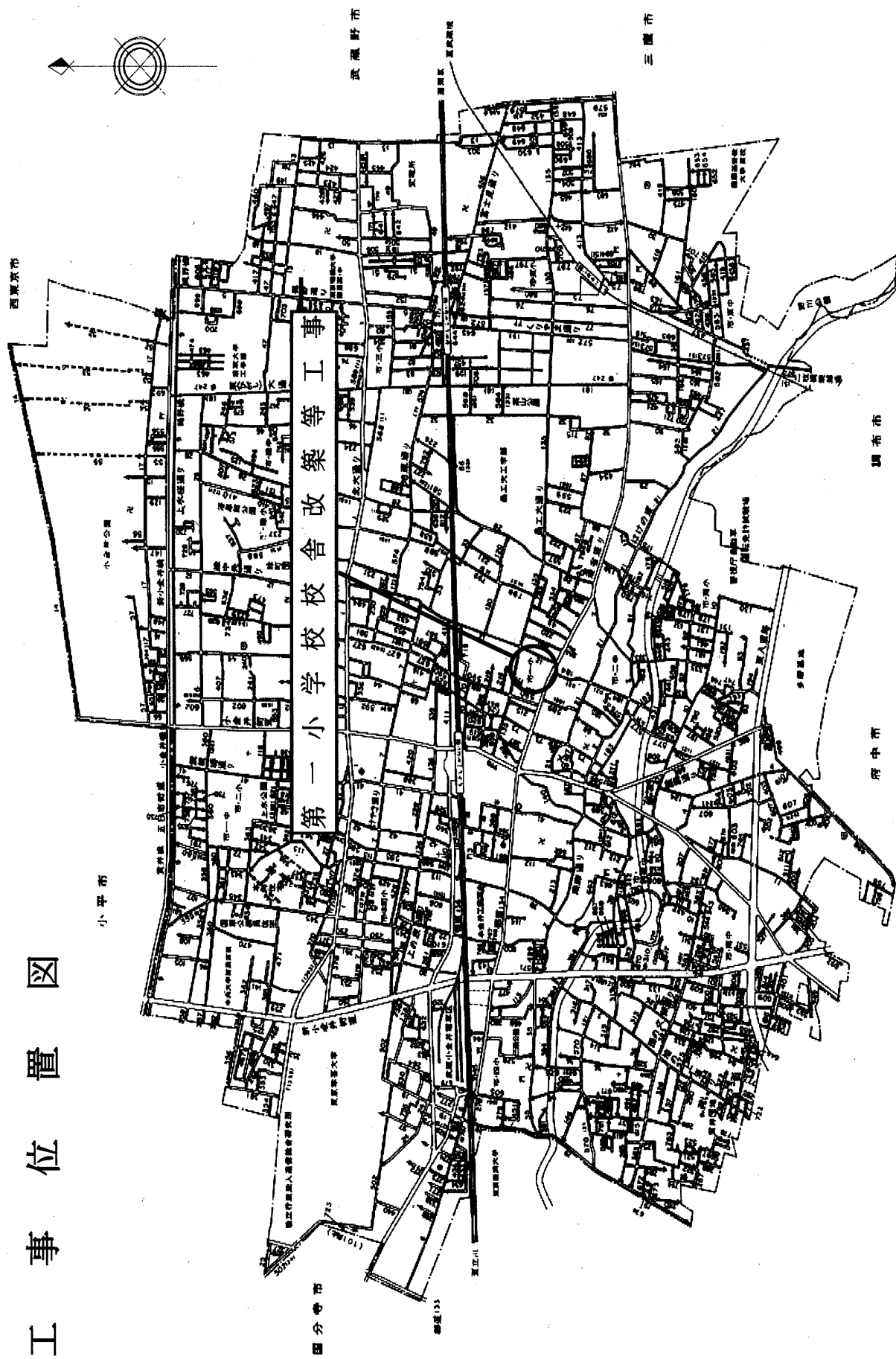
事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支出(見込)額		令和7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	その他		
							国都支出金	地方債	一般財源
第一小学校校舎改築等工事 監 託	補正前		48,620						48,620
	補正後		56,300						56,300
第一小学校校舎改築等工事 設計 図伝 達 委 託	補正前		23,980						23,980
	補正後		39,600						39,600
第一小学校校舎改築等工事	補正前		4,596,600				861,609		3,734,991
	補正後		4,704,800				886,096	3,650,300	168,404

地方債の前前年度末における現在の高の見える前に前年度末及び正
当該年度末における現在の高の見える前に前年度末及び正

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度末 現 在 高	令 和 7 年 度 中			減 見 込	令 和 7 年 度 末 現 在 高			見 込 額
			令 和 7 年 度 中 起 債 額	補 正 額	補 正 額		補 正 額	補 正 額		
									令 和 7 年 度 中 起 債 額	
1 普 通 債	12,232,051	14,539,019		404,000	1,446,800		14,305,176	404,000		14,709,176
(6) 教 育	1,582,212	1,579,666		404,000	790,900	134,437	1,832,129	404,000		2,236,129
2 そ の 他	3,332,076	2,683,228	0	0	0	568,577	2,114,651	0		2,114,651
合 計	15,564,127	17,222,247	1,042,800	404,000	1,446,800	1,845,220	16,419,827	404,000		16,823,827

工事位置図



議案第32号資料3

防犯機器等購入緊急補助事業概要

1 目的

市民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、住宅等への防犯機器等の導入費用の一部を補助する。

2 補助内容

令和7年4月から令和8年3月までの間に購入した防犯機器等で、一戸建て及び共同住宅の専有部分（持家・分譲・賃貸等不問）に加え、共同住宅の共用部分、自宅兼店舗及び事務所等に設置する防犯機器等の購入費用等の2分の1（上限3万円）を補助する。

また、補助対象範囲を拡大することにより、リース・レンタル品の設置工事費、ホームセキュリティの初期費用、東京都において対象外品目のうち、侵入犯罪の未然防止に必要であると市が認めた対象製品等についても補助する。

3 想定申請件数

2, 250件

4 申請期間

令和7年9月16日から令和8年3月3日まで

5 予算額

(1) 歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 29, 407千円

(2) 歳出

ア 事業費 27, 500千円

（防犯機器等購入緊急補助事業補助金）

イ 事務費 2, 205千円

（防犯機器等購入緊急補助業務会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員期末手当、会計年度任用職員勤勉手当、郵便料）

議案第32号資料4

民設民営学童保育所重大事故再発防止のための検証事業概要

1 目的及び内容

令和7年7月28日に市内の民設民営学童保育所の課外活動として発生したプールにおける死亡事故について、検証委員会を設置し、令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局安全対策課長等通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき、専門的かつ第三者的な見地から、事故発生の事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討する。

2 委員構成（予定）

学識経験者2人、医師1人、弁護士1人、学童保育事業関係者1人 計5人

3 スケジュール（予定）

令和7年 9月 第1回 委嘱・諮問・概要説明

10月 第2回 現地調査

第3回 意見議論

11月 第4回 課題整理

第5回 報告書案の検討

第6回 報告書の決定・市長への提出

※報告書が市長に提出された後、直近の市議会厚生文教委員会に報告の上、市として、令和7年度内に再発防止策を決定し、実施する。

4 予算額

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 民設民営学童保育所プール事故検証委員会委員報酬 | 306千円 |
| (2) 消耗品費 | 3千円 |

教育振興備品購入事業概要

1 目的及び内容

文部科学省は、令和 2 年度から始まった G I G A スクール構想の成果と課題を踏まえ、教育 I C T の真の活用を目指す次のステージとして、個別最適な学びと協働的な学びの実現、教育の質の向上、全ての子供たちの可能性を引き出す環境整備、持続可能な I C T 環境の構築及び校務の D X 推進を目的とした N E X T G I G A スクール構想を提唱している。

本市においても、令和 2 年度に導入した端末の老朽化・性能低下への対応、N E X T G I G A スクール構想を前提とした、より高度な I C T 活用を目的として、新たに一人 1 台端末を購入する。

2 購入方法

端末購入に係る市区町村の事務負担の軽減、スケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、ノウハウの共有による業務改善を目的として発足した東京都 G I G A スクール推進協議会において、共同調達プロポーザル方式にて事業者及び端末の選定を行ったことから、当該選定事業者より一者随意契約にて購入する。

3 スケジュール（予定）

令和 7 年 9 月末に本契約締結

令和 7 年 1 0 月中旬から順次各校へ納品

令和 7 年 1 2 月までに全児童・生徒に端末配布

4 予算額

(1) 歳入

公立学校情報機器整備事業補助金 3 2 8 , 9 6 7 千円

(2) 歳出

教育振興備品 5 4 7 , 9 1 0 千円

※当初予算措置額を含む。

小金井第一小学校校舎改築等工事概要

1 目的

入札不調となった小金井第一小学校校舎改築工事について、工事費等を見直し、早期の工事着手を目指す。

2 変更内容

(1) 工事費の増額

積算時期の変更による建築単価の変更等により工事費を下表のとおり増額する。

(2) 発注方法の変更

一括発注から分離発注（建築・電気・機械）方式とする。

(3) 前払金の増額

「小金井市公共工事の前払金取扱要綱」の改正による最高限度額の引上げにより前払金を増額する。

変更前 契約額の 4 / 1 0 （上限 1 億円）

変更後 契約額の 4 / 1 0 （上限 2 億円）

※契約額 2 0 億円以上は契約額の 1 0 % （上限なし）

3 予算額

(1) 令和 7 年度

予算		当初予算額	補正額	補正後予算額
歳出	工事請負費	362,000千円	417,700千円	779,700千円
歳入	国庫支出金	63,807千円	△1,777千円	62,030千円
	地方債	281,900千円	404,000千円	685,900千円
一般財源		16,293千円	15,477千円	31,770千円

(2) 令和7年度から令和10年度まで

予算		当初予算額	補正額	補正後予算額
歳出	工事請負費	4,958,600千円	525,900千円	5,484,500千円
歳入	国庫支出金	925,416千円	22,710千円	948,126千円
	地方債	3,783,500千円	552,700千円	4,336,200千円
一般財源		249,684千円	△49,510千円	200,174千円

※令和8年度以降の歳入は概算値にて算出

4 スケジュール

工事の着手時期を令和7年9月から令和8年7月へ変更することに伴い下記のとおり変更する。

変更前

年度	令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度											
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
工事工程													新校舎建設 23か月												既存校舎解体												校庭整備											
埋蔵文化	埋文調査																																															
学校運営													既存校舎使用																								新校舎使用											

変更後

年度	令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度												令和11年度									
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
工事工程	● 契約												新校舎建設 23か月												既存校舎解体												校庭整備																					
埋蔵文化	埋文調査																																																									
学校運営													既存校舎使用																								新校舎使用																					

議案第 33 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 4 回)

令和7年度小金井市一般会計補正予算（第4回）

令和7年度小金井市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,726,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,520,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年9月1日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金		10,178,963	409,659	10,588,622
	1 国 庫 負 担 金	8,648,867	398,195	9,047,062
	2 国 庫 補 助 金	1,500,122	11,464	1,511,586
16 都 支 出 金		9,703,667	102,195	9,805,862
	1 都 負 担 金	2,778,522	60,626	2,839,148
	2 都 補 助 金	6,160,788	32,312	6,193,100
	3 委 託 金	764,357	9,257	773,614
17 財 産 収 入		29,626	11,704	41,330
	1 財 産 運 用 収 入	23,759	11,704	35,463
18 寄 附 金		14,641	273,255	287,896
	1 寄 附 金	14,641	273,255	287,896
19 繰 入 金		2,310,157	13,613	2,323,770
	2 特 別 会 計 繰 入 金	48,031	13,613	61,644
20 繰 越 金		500,000	1,909,517	2,409,517
	1 繰 越 金	500,000	1,909,517	2,409,517
21 諸 収 入		506,405	6,303	512,708
	4 雑 入	460,871	6,303	467,174
歳 入 合 計		53,794,336	2,726,246	56,520,582

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,183,991	千円 1,828,907	千円 8,012,898
	1 総 務 管 理 費	4,803,807	1,828,907	6,632,714
3 民 生 費		28,411,309	535,187	28,946,496
	1 社 会 福 祉 費	9,207,937	12,270	9,220,207
	2 児 童 福 祉 費	15,337,553	522,917	15,860,470
4 衛 生 費		4,802,588	123,133	4,925,721
	1 保 健 衛 生 費	1,718,541	21,560	1,740,101
	2 清 掃 費	3,084,047	101,573	3,185,620
8 土 木 費		3,331,981	312,934	3,644,915
	1 土 木 管 理 費	297,340	975	298,315
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,025,679	2,514	1,028,193
	4 都 市 計 画 費	1,980,172	309,442	2,289,614
	5 住 宅 費	24,782	3	24,785
10 教 育 費		6,480,461	3,752	6,484,213
	1 教 育 総 務 費	983,715	2,707	986,422
	2 小 学 校 費	3,100,524	671	3,101,195
	3 中 学 校 費	989,564	374	989,938
11 公 債 費		1,972,682	3,066	1,975,748
	1 公 債 費	1,972,682	3,066	1,975,748
13 予 備 費		157,509	△80,733	76,776
	1 予 備 費	157,509	△80,733	76,776
歳 出 合 計		53,794,336	2,726,246	56,520,582

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
林間学校輸送委託料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	11,669 千円
学校給食調理委託料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	92,450 千円

議案第 33 号資料 1

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 4 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,178,963	千円 409,659	千円 10,588,622
	1 国庫負担金	8,648,867	398,195	9,047,062
	2 国庫補助金	1,500,122	11,464	1,511,586
16 都支出金		9,703,667	102,195	9,805,862
	1 都負担金	2,778,522	60,626	2,839,148
	2 都補助金	6,160,788	32,312	6,193,100
	3 委託金	764,357	9,257	773,614
17 財産収入		29,626	11,704	41,330
	1 財産運用収入	23,759	11,704	35,463
18 寄附金		14,641	273,255	287,896
	1 寄附金	14,641	273,255	287,896
19 繰入金		2,310,157	13,613	2,323,770
	2 特別会計繰入金	48,031	13,613	61,644
20 繰越金		500,000	1,909,517	2,409,517
	1 繰越金	500,000	1,909,517	2,409,517
21 諸収入		506,405	6,303	512,708
	4 雑入	460,871	6,303	467,174
歳入合計		53,794,336	2,726,246	56,520,582

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 6,183,991	千円 1,828,907	千円 8,012,898
	1 総 務 管 理 費	4,803,807	1,828,907	6,632,714
3 民 生 費		28,411,309	535,187	28,946,496
	1 社 会 福 祉 費	9,207,937	12,270	9,220,207
	2 児 童 福 祉 費	15,337,553	522,917	15,860,470
4 衛 生 費		4,802,588	123,133	4,925,721
	1 保 健 衛 生 費	1,718,541	21,560	1,740,101
	2 清 掃 費	3,084,047	101,573	3,185,620
8 土 木 費		3,331,981	312,934	3,644,915
	1 土 木 管 理 費	297,340	975	298,315
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,025,679	2,514	1,028,193
	4 都 市 計 画 費	1,980,172	309,442	2,289,614
	5 住 宅 費	24,782	3	24,785
10 教 育 費		6,480,461	3,752	6,484,213
	1 教 育 総 務 費	983,715	2,707	986,422
	2 小 学 校 費	3,100,524	671	3,101,195
	3 中 学 校 費	989,564	374	989,938
11 公 債 費		1,972,682	3,066	1,975,748
	1 公 債 費	1,972,682	3,066	1,975,748
13 予 備 費		157,509	△80,733	76,776
	1 予 備 費	157,509	△80,733	76,776
歳 出 合 計		53,794,336	2,726,246	56,520,582

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
544		16,439	1,811,924
544		16,439	1,811,924
470,505		555	64,127
8,404		555	3,311
462,101			60,816
21,560		871	100,702
21,560			
		871	100,702
18,445		273,300	21,189
			975
			2,514
18,445		273,297	17,700
		3	
800		97	2,855
800		97	1,810
			671
			374
			3,066
			3,066
			△80,733
			△80,733
511,854		291,262	1,923,130

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 8,589,200	千円 398,195	千円 8,987,395	2 児童福祉費負担金	千円 398,195

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 511,565	千円 11,464	千円 523,029	1 社会福祉費補助金	千円 544
				2 児童福祉費補助金	10,920

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,774,186	千円 60,626	千円 2,834,812	2 児童福祉費負担金	千円 60,626

説	明
5 児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 10/10、13/15、7/9	千円 (子育て支援課) 398,195

説	明
7 障害者総合支援事業費補助金 (障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)交付要綱) 補助率 1/2	千円 (自立生活支援課) 544
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(子育て支援課) 10,920

説	明
6 児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/9、1/15	千円 (子育て支援課) 60,626

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 3,502,873	千円 26,922	千円 3,529,795	1 社会福祉費補助金	千円 8,404
				2 児童福祉費補助金	18,518
3 衛生費都補助金	259,282	5,390	264,672	1 保健衛生費補助金	5,390

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 土木費委託金	千円 218,588	千円 8,457	千円 227,045	3 河川維持業務委託金	千円 8,457
5 教育費委託金	17,852	800	18,652	1 教育費委託金	800

説	明	千円
23 民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業補助金 (民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業補助要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	2,644
24 認知症のある人の社会参加推進事業補助金 (認知症のある人の社会参加推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課)	5,307
25 介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業補助金 (介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課)	453
13 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3、1/4	(子育て支援課)	5,530
36 認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金 (認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	3,000
37 子供の未来を育む体験活動推進区市町村支援事業補助金 (子供の未来を育む体験活動推進区市町村支援事業(体験活動推進枠)補助要綱) 補助率 10/10	(環境政策課)	9,988
4 とうきょうママパパ応援事業補助金 (とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱) 補助率 1/4	(こども家庭セン)	5,390

説	明	千円
1 いこいの水辺整備事業委託金 (河川法第99条)	(環境政策課)	8,457
6 デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金 (デジタルを活用したこれからの学び推進地区設置要綱、デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業費支払基準)	(指導室)	300
7 体育健康教育推進校事業委託金 (体育健康教育推進校設置要綱、体育健康教育推進校事業費支払基準)	(指導室)	500

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配 当金	千円 17,573	千円 8,946	千円 26,519	1 利子及び配当金	千円 8,946
3 基金運用収 入	2,479	2,758	5,237	1 基金運用収入	2,758

款 18 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費寄附 金	千円 0	千円 38	千円 38	1 環境保全事業寄附金	千円 38
4 土木費寄附 金	0	273,217	273,217	1 みどりのまちづくり協 力 金	26,200
				2 公園協力金	247,017

説	明	千円
1 財政調整基金利子	(財 政 課)	5,179
2 職員退職手当基金利子	(職 員 課)	5
3 庁舎建設基金利子	(管 財 課)	1,767
4 地域福祉基金利子	(地 域 福 祉 課)	555
5 環境基金利子	(ご み 対 策 課)	833
6 都市再開発整備基金利子	(ま ち づ くり 推 進)	2
7 みどりと公園基金利子	(環 境 政 策 課)	78
8 市営住宅整備基金利子	(ま ち づ くり 推 進)	3
9 教育施設整備基金利子	(庶 務 課)	97
12 公共施設マネジメント基金利子	(企 画 政 策 課)	427
1 財政調整基金運用収入 (小金井市財政調整基金条例第5条)	(財 政 課)	2,169
2 庁舎建設基金運用収入 (小金井市公共施設整備基金条例第5条)	(管 財 課)	589

説	明	千円
1 環境保全事業寄附金	(ご み 対 策 課)	38
1 みどりのまちづくり協力金	(環 境 政 策 課)	26,200
1 公園協力金	(環 境 政 策 課)	247,017

款 19 繰 入 金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 後期高齢者 医療特別会 計繰入金	千円 6,927	千円 13,613	千円 20,540	1 後期高齢者医療特別会計 繰入金	千円 13,613

款 20 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 500,000	千円 1,909,517	千円 2,409,517	1 前年度繰越金	千円 1,909,517

款 21 諸 収 入

項 4 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 426,293	千円 6,303	千円 432,596	1 雑 入	千円 6,303

説	明	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	千円 13,613

説	明	
1 前年度繰越金	(財 政 課)	千円 1,909,517

説	明	
12 補助金・助成金・交付金	(情報システム課)	千円 6,303
デジタル基盤改革支援補助金	(	6,303)

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	1,468,262	7,392	1,475,654	544		6,303
				544		6,303
10 市民文化費	305,274	1,379	306,653			
11 財政調整基金費	9,401	1,217,348	1,226,749			7,348
						7,348
12 職員退職手当基金費	12	5	17			5
						5
13 庁舎建設基金費	4,026	302,356	306,382			2,356
						2,356
15 公共施設マネジメント基金費	700	300,427	301,127			427
						427

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
545			
545	12 委託料	7,392	6 基幹系システムに要する経費（情報システム課） 7,392
			12 委 託 料 (7,392)
			標準準拠システム設計構築委託料 6,303
			基幹系システム修正委託料（就労選択支援 対応分） 1,089
1,379			
1,379	10 需用費	1,379	7 はけの森美術館の維持管理に 要する経費（コミュニティ文） 1,379
	6 光熱水費	1,379	10 需 用 費 (1,379)
			光 熱 水 費 1,379
1,210,000			
1,210,000	24 積立金	1,217,348	1 財政調整基金積立金（財 政 課） 1,217,348
			24 積 立 金 (1,217,348)
			財政調整基金積立金（積立元金） 1,210,000
			財政調整基金積立金（積立利子） 7,348
	24 積立金	5	1 職員退職手当基金積立金（職 員 課） 5
			24 積 立 金 (5)
			職員退職手当基金積立金（積立利子） 5
300,000			
300,000	24 積立金	302,356	1 庁舎建設基金積立金（管 財 課） 302,356
			24 積 立 金 (302,356)
			庁舎建設基金積立金（積立元金） 300,000
			庁舎建設基金積立金（積立利子） 2,356
300,000			
300,000	24 積立金	300,427	1 公共施設マネジメント基金積 立金（企 画 政 策 課） 300,427
			24 積 立 金 (300,427)
			公共施設マネジメント基金積立金（積立元 金） 300,000
			公共施設マネジメント基金積立金（積立利 子） 427

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,018,622	2,831	1,021,453	2,644		
				2,644		
2 障害者福祉費	2,762,900	1,611	2,764,511			
4 高齢者福祉費	610,628	6,548	617,176	5,760		
				5,307		
				453		
9 地域福祉基金費	1,152	1,192	2,344			555
						555
10 後期高齢者医療費	1,360,346	88	1,360,434			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
187			
187	11 役務費 2 電話料	187 187	3 民生委員等に要する経費 (地 域 福 祉 課) 2,831
	17 備品購入費	2,644	11 役 務 費 (187) 電 話 料 187 17 備品購入費 (2,644) 維持管理機器類 2,644
1,611			
1,611	12 委託料	1,611	23 介護給付費・訓練等給付費事 務に要する経費 (自立生活支援課) 1,611
			12 委 託 料 (1,611) 短期入所事業移行支援委託料 1,611
788			
	10 需用費 5 印刷製本費	453 453	46 認知症のある人の社会参加推 進事業に要する経費 (介 護 福 祉 課) 5,307
	12 委託料	5,307	12 委 託 料 (5,307) 認知症のある人の社会参加推進事業支援委 託料 5,307
	22 償還金利子及び割 引料	788	47 介護予防・フレイル予防普及 啓発強化事業に要する経費 (介 護 福 祉 課) 453
			10 需 用 費 (453) 印刷製本費 453
788			48 返還金・還付金 (介 護 福 祉 課) 788
			22 償還金利子及び割引料 (788) 令和6年度低所得者保険料軽減国庫負担金 返還金 525 令和6年度低所得者保険料軽減都負担金返 還金 263
637			
637	24 積立金	1,192	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 1,192
			24 積 立 金 (1,192) 地域福祉基金積立金 (積立元金) 638 地域福祉基金積立金 (積立利子) 554
88			
88	27 繰出金	88	1 後期高齢者医療特別会計繰出 金 (財 政 課) 88
			27 繰 出 金 (88) 保険料軽減措置繰出金 88

款 3 民 生 費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	8,235,253	522,917	8,758,170	462,101		
				458,821		
				280		
				3,000		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
60,816			
60,624	12 委託料	472	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 519,445
	18 負担金補助及び交付金	3,000	19 扶 助 費 (519,445) 児童手当 519,445
192	19 扶助費	519,445	14 子どもショートステイ事業に 要する経費 (こども家庭セン) 472
			12 委 託 料 (472) 子どもショートステイ事業運営委託料 472
			23 認可外保育施設助成に要する 経費 (保 育 課) 3,000
			18 負担金補助及び交付金 (3,000) 認可外保育施設におけるとうきょうすくわ くプログラム推進事業補助金 3,000

款 4 衛 生 費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地・方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,134,279	21,560	1,155,839	21,560		
				21,560		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	21,560	32 産後ケア事業に要する経費 (こども家庭セン) 21,560
			12 委 託 料 (21,560)
			産後ケア事業委託料 21,560

項 2 清 掃 費

-26-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
100,702			
100,702	24 積立金	101,573	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 101,573
			24 積立金 (101,573)
			環境基金積立金 (積立元金) 100,740
			環境基金積立金 (積立利子) 833

項 1 土木管理費

-28-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
975			
975	12 委託料	975	2 土木一般管理に要する経費 () 975
			(2) 道路管理課関係経費 975
			12 委 託 料 (975)
			用水路等除草委託料 975

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費	301,329	2,514	303,843			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,514			
2,514	12 委託料	2,514	3 自転車対策に要する経費 (交 通 対 策 課) 2,514
			12 委 託 料 (2,514)
			放置自転車等撤去委託料 2,514

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	606,177	0	606,177	532		
5 公園緑地費	279,474	17,913	297,387	17,913		
				7,925		
				9,988		
6 都市再開発整備基金費	4	2	6			2
						2
7 みどりと公園基金費	159	291,527	291,686			273,295
						273,295

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 532			
	12 委託料	17,913	3 緑地等維持管理に要する経費（環 境 政 策 課） 7,925 12 委 託 料 （ 7,925） 野川河川緑地管理委託料 7,925 4 都市公園等の維持管理に要する経費（環 境 政 策 課） 9,988 12 委 託 料 （ 9,988） 市立公園体験活動支援委託料 9,988
	24 積立金	2	1 都市再開発整備基金積立金（まちづくり推進） 2 24 積 立 金 （ 2） 都市再開発整備基金積立金（積立利子） 2
18,232			
18,232	24 積立金	291,527	1 みどりと公園基金積立金（環 境 政 策 課） 291,527 24 積 立 金 （ 291,527） みどりと公園基金積立金（積立元金） 291,449 みどりと公園基金積立金（積立利子） 78

款 8 土 木 費

項 5 住 宅 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 市営住宅整備基金 費	2,890	3	2,893			3
						3

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	24 積立金	3	1 市営住宅整備基金積立金 (まちづくり推進) 3 24 積立金 (3) 市営住宅整備基金積立金 (積立利子) 3

款 10 教 育 費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	452,592	802	453,394	800		
				800		
4 教育施設整備基金費	23,590	1,905	25,495			97
						97

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2			
2	7 報償費	144	17 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 802
	10 需用費	186	
	1 消耗品費	186	7 報 償 費 (144)
			体育健康教育推進校事業講師謝礼 144
	17 備品購入費	472	10 需 用 費 (186)
			消 耗 品 費 186
			17 備品購入費 (472)
			一般機器類 146
			体育・音楽・保育機器類 178
			医療機器類 148
1,808			
	24 積立金	1,905	
1,808			1 教育施設整備基金積立金 (庶 務 課) 1,905
			24 積 立 金 (1,905)
			教育施設整備基金積立金 (積立元金) 1,808
			教育施設整備基金積立金 (積立利子) 97

款 10 教 育 費

項 2 小學校費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
671			
671	10 需用費 1 消耗品費	671 671	2 学校運営に要する経費 () 671 (2) 学務課関係経費 671 10 需用費 (671) 消耗品費 671

項 3 中学校費

-40-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
374			
374	10 需用費 1 消耗品費	374 374	2 学校運営に要する経費 () 374 (2) 学務課関係経費 374 10 需用費 (374) 消耗品費 374

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 利 子	127,462	3,066	130,528			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,066			
3,066	22 償還金利息及び割引料	3,066	2 一時借入金利息等 (会 計 課) 3,066
			22 償還金利息及び割引料 (3,066)
			繰替運用金利息 3,066

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	157,509	△ 80,733	76,776			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 80,733			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

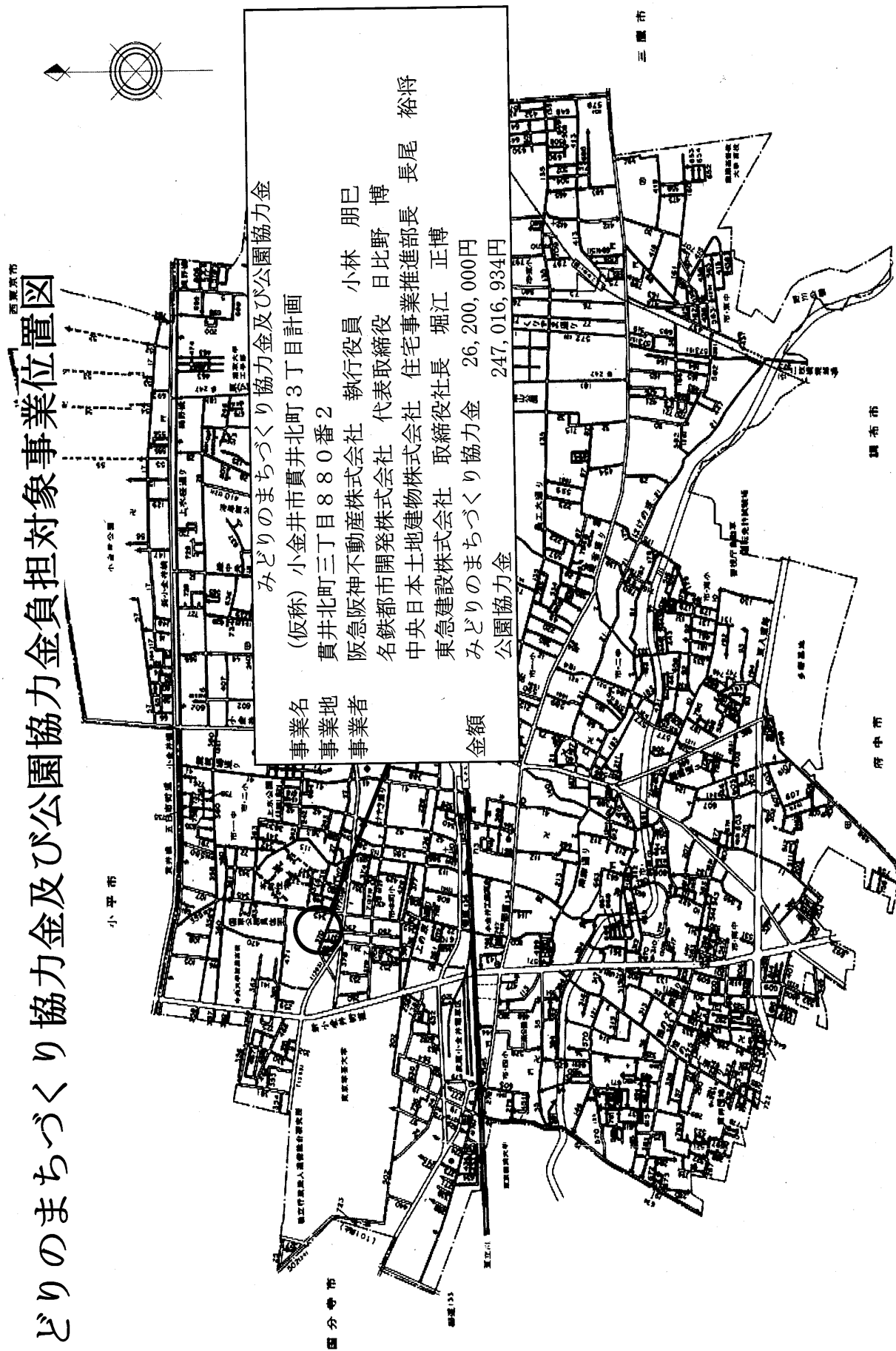
追加	事 項	限 度 額	令和6年度末までの 令 和 支 出 (見 込) 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			
			期 間	金 額	期 間	金 額	国都支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
林 間 学 校 輸 送 委 託 料		11,669			令和7年度 ～令和8年度	11,669				11,669
学 校 給 食 調 理 委 託 料		92,450			令和7年度 ～令和8年度	92,450				92,450

令和7年度 基金現在高調べ

(単位:千円)

NO	基金名	区分	令和6年度末高(A)	令和7年度算第4号	予算補正状況	補積額(C)	正額(D)	令和7年度額(E)	令和7年度末高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,937,339	9,401 9,401	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 16,749 1,226,749	1,546,000 90,000 1,636,000	7,528,088
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,419	12 12	5 5	5 5	17 17		9,436
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	3,368,272	4,026 4,026	300,000 2,356 302,356	300,000 2,356 302,356	300,000 6,382 306,382	99,697 99,697	3,574,957
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	659,206	700 700	300,000 427 300,427	300,000 427 300,427	300,000 1,127 301,127	92,000 92,000	868,333
5	地域福祉基金	元金 利子 計	945,567	1,152 1,152	1,192 1,192	1,192 1,192	2,344 2,344	4,429	943,482
6	環境基金	元金 利子 計	1,115,368	200,000 1,424 201,424	100,000 1,573 101,573	100,000 1,573 101,573	300,000 2,997 302,997	400,000 400,000	1,018,365
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	4 4	2 2	2 2	6 6		3,035
8	みどり公園基金	元金 利子 計	132,436	159 159	291,449 78 291,527	291,449 78 291,527	291,449 237 291,686		424,122
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計	3,612	2,875 15 2,890	3 3	3 3	18 2,893		6,505
10	教育施設整備基金	元金 利子 計	142,033	23,436 154 23,590	1,905 1,905	1,905 1,905	23,436 2,059 25,495	30,000 30,000	137,528
11	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1			1 1		66
合	計	元金 利子 計	14,316,346	226,311 17,048 243,359	2,201,449 14,889 2,216,338	2,201,449 14,889 2,216,338	2,427,760 31,937 2,459,697	2,172,126 90,000 2,262,126	14,513,917

みどりのまちづくり協力金及び公園協力金負担対象事業位置図



議案第33号資料4

認知症のある人の社会参加推進事業概要

1 目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）が制定され、同法に認知症のある人の社会参加の機会の確保等が基本的施策に盛り込まれた。この主旨に沿って認知症のある人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう社会参加の機会を確保する施策を展開するため、本事業を実施する。また、新たに策定予定の小金井市認知症施策推進計画（仮称）に認知症当事者等の意見を反映させ、より実行力のある計画とするため、認知症のある人や家族等から意見を聴取する。

2 実施内容

民間企業、市民団体等の関係機関と連携して、認知症のある人が参加できるワークショップを3回実施し、ワークショップの結果を基に来年度以降に実施するイベント等を企画する。ワークショップを通じ地域住民が認知症のある人と自然に接する機会を創設し、理解促進につなげるほか、認知症のある人や家族等から意見を聴取する。

3 実施時期

令和7年10月から同年12月まで、毎月1回ワークショップを実施する。その後、イベント等の企画を行う。認知症のある人や家族等からの意見聴取は、令和7年10月から令和8年3月まで継続して実施する。

4 予算額

歳入	認知症のある人の社会参加推進事業補助金	5,307千円
歳出	認知症のある人の社会参加推進事業支援委託料	5,307千円

認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業概要

1 目的

「とうきょう すくわくプログラム」とは、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラムであり、乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協働的な探究活動の実践を促進するものである。各施設の環境又は強みをいかしながら、各施設が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する保育所等を支援することにより、幼児教育・保育の充実を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 補助対象施設

認可外保育施設のうち、こども家庭庁が定める指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設（認証保育所及び家庭的保育事業（都）を除く。）

※ 認可保育所、認定こども園等に対する補助は保育サービス推進事業補助金として、認証保育所等に対する補助は保育力強化事業補助金として当初予算にて予算措置済み

(2) 補助内容

人件費、備品購入費等及びプログラムの実践に係る経費

1施設当たりの上限額：1,500千円（令和7年度）

(3) 補助期間

新規採択から6年間。新規採択は、令和6年度から令和8年度までの予定

(4) 各施設での実施内容

以下のアからウまでを実施する。

ア 乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を次のとおり一定程度継続的に実践する。

(ⅰ) 各施設の環境又は強みをいかしながら、乳幼児の興味・関心に応じたテーマを設定する。

(ⅱ) (ⅰ)のテーマに関する乳幼児の興味・関心を探るため、問い掛け、アプローチ等を行う。

- (㌸) 乳幼児の興味・関心を広げたり深めたりできるような素材及び道具を準備し、環境を構成する。
 - (㌹) グループ単位での活動等により、乳幼児同士の対話及び関わりを促す。
 - (㌺) 活動中の乳幼児の言葉、表情、ジェスチャー等の表現に着目し、メモ、写真、映像等で記録する。
 - (㌻) 乳幼児一人一人が主体的に活動できるよう配慮した声掛け等を行う。
 - (㌼) 記録を基に、乳幼児の関心、発見及び表現を振り返る。
 - (㌽) 各施設の保育者、保護者等に、探究活動の内容を共有する。
 - (㌾) 次の探究活動の更なる充実に向け、新たな問い及び環境の構成を考える。
- イ 東京都が実施する研修会等に参加する。
- ウ 活動報告書を作成し、各施設のホームページ等で公表する。

3 予算額

(1) 歳入

認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金

3, 000 千円

(2) 歳出

認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金

3, 000 千円

市立公園体験活動支援委託概要

1 目的

あらゆる子ども（障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子）のワークショップを通じた発想やイメージを基に、栗山公園で子どもが生き生きと活動できるビオトープづくりの体験機会を創出する。活動を通じて子どもと地域のつながりを醸成し、個々が抱える問題を解決するため、「社会的処方」という考え方を取り入れ、地域共生社会の実現を図る。

2 事業概要

(1) 子どもワークショップ

市内の教育機関等と連携し、市内の生態系やビオトープの管理方法を学ぶとともに、栗山公園内の生き物や植物の観察等を通じて、ビオトープづくりに向けた子どもの意見、発想を引き出す子どもワークショップを実施する。

(2) ビオトープづくり

子どもワークショップの子どもの意見や発想に基づき、ビオトープづくりの体験を通じた子どもと地域の交流機会を作り、活動の振り返りとして、得られた学びや参加者同士の交流状況についてヒアリングやアンケートを実施する。

3 事業日程（案）

令和 7 年度		
7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
		
業者選定	子どもワークショップ	ビオトープづくり

4 予算額

- | | | |
|--------|--------------------------|---------|
| (1) 歳入 | 子供の未来を育む体験活動推進区市村支援事業補助金 | 9,988千円 |
| (2) 歳出 | 市立公園体験活動支援委託料 | 9,988千円 |

議案第 34 号

令和 7 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第 1 回)

令和 7 年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 3 1, 5 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 3 4 8, 6 6 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 2	千円 495	千円 497
	1 国 庫 補 助 金	2	495	497
5 財 産 収 入		114	8	122
	1 財 産 運 用 収 入	114	8	122
7 繰 越 金		1	131,015	131,016
	1 繰 越 金	1	131,015	131,016
歳 入 合 計		11,217,149	131,518	11,348,667

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 208,585	千円 494	千円 209,079
	1 総 務 管 理 費	170,829	494	171,323
3 国民健康保険事業費納付金		3,702,936	△16,561	3,686,375
	1 医 療 給 付 費 分	2,485,614	△16,134	2,469,480
	2 後期高齢者支援金等分	899,636	8,538	908,174
	3 介 護 納 付 金 分	317,686	△8,965	308,721
5 基 金 積 立 金		114	13,110	13,224
	1 基 金 積 立 金	114	13,110	13,224
8 予 備 費		20,000	134,475	154,475
	1 予 備 費	20,000	134,475	154,475
歳 出 合 計		11,217,149	131,518	11,348,667

議案第 34 号資料

令和 7 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2	千円 495	千円 497
	1 国庫補助金	2	495	497
5 財産収入		114	8	122
	1 財産運用収入	114	8	122
7 繰越金		1	131,015	131,016
	1 繰越金	1	131,015	131,016
歳入合計		11,217,149	131,518	11,348,667

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		208,585	494	209,079
	1 総 務 管 理 費	170,829	494	171,323
3 国民健康保険事業 費 納 付 金		3,702,936	△16,561	3,686,375
	1 医 療 給 付 費 分	2,485,614	△16,134	2,469,480
	2 後期高齢者支援金等分	899,636	8,538	908,174
	3 介 護 納 付 金 分	317,686	△8,965	308,721
5 基 金 積 立 金		114	13,110	13,224
	1 基 金 積 立 金	114	13,110	13,224
8 予 備 費		20,000	134,475	154,475
	1 予 備 費	20,000	134,475	154,475
歳 出 合 計		11,217,149	131,518	11,348,667

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 495	千円	千円	千円 △1
495			△1
			△16,561
			△16,134
			8,538
			△8,965
		8	13,102
		8	13,102
			134,475
			134,475
495		8	131,015

2 歳 入

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 システム開 発費等補助 金	千円 1	千円 495	千円 496	2 子ども・子育て支援事業 費補助金	千円 495

款 5 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配 当金	千円 114	千円 8	千円 122	1 基金利子	千円 8

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 131,015	千円 131,016	1 前年度繰越金	千円 131,015

説	明
	千円
1 子ども・子育て支援事業費補助金	(保 険 年 金 課) 495

説	明
	千円
1 国民健康保険事業運営基金利子	(保 険 年 金 課) 8

説	明
	千円
1 前年度繰越金	(保 険 年 金 課) 131,015

款 1 総務費

[illegible]

一般財源	節		説	明
	区	分	金	額
千円			千円	千円
△ 1				
△ 1	12	委託料	494	3 国民健康保険システムに要する経費 (保 険 年 金 課) 494
				12 委 託 料 (494)
				国民健康保険システム修正委託料 494

款 3 国民健康保険事業費納付金

項 1 医療給付費分

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 16,134			
△ 16,134	18 負担金補助及び交付金	△ 16,134	1 医療給付費分に要する経費 (保 険 年 金 課) △ 16,134 18 負担金補助及び交付金 (△ 16,134) 医療給付費分 △ 16,134

項 2 後期高齢者支援金等分

-14-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,538			
8,538	18 負担金補助及び交付金	8,538	1 後期高齢者支援金等分に要する経費 (保 険 年 金 課) 8,538 18 負担金補助及び交付金 (8,538) 後期高齢者支援金等分 8,538

項 3 介護納付金分

-16-

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 8,965				
△ 8,965	18 負担金補助及び交付金	△ 8,965	1 介護納付金分に要する経費 (保 険 年 金 課)	△ 8,965
			18 負担金補助及び交付金	(△ 8,965)
			介護納付金分	△ 8,965

項 1 基金積立金

-18-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13,102			
13,102	24 積立金	13,110	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保 険 年 金 課) 13,110 24 積 立 金 (13,110) 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 13,102 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立利子) 8

項 1 予 備 費

-20-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 134,475		千円	千円

議案第35号

令和7年度
小金井市
介護保険特別会計
補正予算
(第1回)

令和7年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和7年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,731,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 1,931,323	千円 27,620	千円 1,958,943
	2 国 庫 補 助 金	370,459	27,620	398,079
4 支 払 基 金 交 付 金		2,452,828	605	2,453,433
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,452,828	605	2,453,433
5 都 支 出 金		1,334,593	13,856	1,348,449
	2 都 補 助 金	43,958	13,856	57,814
6 財 産 収 入		388	220	608
	1 財 産 運 用 収 入	387	220	607
9 繰 越 金		1	198,023	198,024
	1 繰 越 金	1	198,023	198,024
歳 入 合 計		9,490,722	240,324	9,731,046

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 387	千円 50,123	千円 50,510
	1 基 金 積 立 金	387	50,123	50,510
7 諸 支 出 金		50,788	180,541	231,329
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	9,684	180,541	190,225
8 予 備 費		2,594	9,660	12,254
	1 予 備 費	2,594	9,660	12,254
歳 出 合 計		9,490,722	240,324	9,731,046

議案第 35 号資料

令和 7 年 度

小 金 井 市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		千円 1,931,323	千円 27,620	千円 1,958,943
	2国庫補助金	370,459	27,620	398,079
4支払基金交付金		2,452,828	605	2,453,433
	1支払基金交付金	2,452,828	605	2,453,433
5都支出金		1,334,593	13,856	1,348,449
	2都補助金	43,958	13,856	57,814
6財産収入		388	220	608
	1財産運用収入	387	220	607
9繰越金		1	198,023	198,024
	1繰越金	1	198,023	198,024
歳入合計		9,490,722	240,324	9,731,046

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 387	千円 50,123	千円 50,510
	1 基金積立金	387	50,123	50,510
7 諸支出金		50,788	180,541	231,329
	1 償還金及び還付金	9,684	180,541	190,225
8 予備費		2,594	9,660	12,254
	1 予備費	2,594	9,660	12,254
歳 出 合 計		9,490,722	240,324	9,731,046

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		220	49,903
		220	49,903
			180,541
			180,541
			9,660
			9,660
		220	240,104

2 歳 入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 地域支援事業交付金（ 介護予防・ 日常生活支援総合事業）	千円 62,142	千円 382	千円 62,524	2 過年度分	千円 382
3 地域支援事業交付金（ 介護予防・ 日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業）	10,237	27,238	37,475	2 過年度分	27,238

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 地域支援事業支援交付金	千円 83,891	千円 605	千円 84,496	2 過年度分	千円 605

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事業交付金（ 介護予防・ 日常生活支援総合事業）	千円 38,839	千円 238	千円 39,077	2 過年度分	千円 238
2 地域支援事業交付金（ 介護予防・ 日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業）	5,119	13,618	18,737	2 過年度分	13,618

説	明
	千円
1 過年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課) 382
1 過年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課) 27,238

説	明
	千円
1 過年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) 605

説	明
	千円
1 過年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課) 238
1 過年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) 13,618

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配 当金	千円 387	千円 220	千円 607	1 利子及び配当金	千円 220

款 9 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 198,023	千円 198,024	1 前年度繰越金	千円 198,023

説	明
1 介護給付費準備基金利子	千円 (介護福祉課) 220

説	明
1 前年度繰越金	千円 (介護福祉課) 198,023

3 歳 出

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	387	50,123	50,510			220
						220

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
49,903			
49,903	24 積立金	50,123	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 50,123 24 積立金 (50,123) 介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 49,903 介護給付費準備基金積立金 (積立利子) 220

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 第 1 号被保険者保険料還付金	千円 9,673	千円 5,686	千円 15,359	千円	千円	千円
3 償 還 金	1	174,855	174,856			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,686			
5,686	22 償還金利子及び割引料	5,686	1 保険料等の還付に要する経費（納 税 課） 5,686
			22 償還金利子及び割引料 (5,686)
			第1号被保険者保険料還付金 5,686
174,855			
174,855	22 償還金利子及び割引料	174,855	1 交付金等の返還金（介 護 福 祉 課） 174,855
			22 償還金利子及び割引料 (174,855)
			令和6年度介護給付費国庫負担金返還金 32,543
			令和6年度介護給付費支払基金返還金 43,697
			令和6年度介護給付費都負担金返還金 98,615

款 8 予 備 費

項 1. 予 備 費

[illegible]

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 9,660		千円	千円

議案第 36 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算

(第 1 回)

令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和7年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,420,055千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		1,353,717	88	1,353,805
	1 他 会 計 繰 入 金	1,353,717	88	1,353,805
4 繰 越 金		1	58,901	58,902
	1 繰 越 金	1	58,901	58,902
5 諸 収 入		131,287	849	132,136
	2 償還金及び還付加算金	10,010	849	10,859
6 国 庫 支 出 金		0	495	495
	1 国 庫 補 助 金	0	495	495
歳 入 合 計		3,359,722	60,333	3,420,055

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		16,939	495	17,434
	1 総 務 管 理 費	9,879	495	10,374
3 広 域 連 合 納 付 金		3,181,289	25,000	3,206,289
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,181,289	25,000	3,206,289
5 諸 支 出 金		16,937	34,838	51,775
	1 償還金及び還付加算金	10,010	21,225	31,235
	2 繰 出 金	6,927	13,613	20,540
歳 出 合 計		3,359,722	60,333	3,420,055

議案第36号資料

令和7年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,353,717	千円 88	千円 1,353,805
	1 他会計繰入金	1,353,717	88	1,353,805
4 繰越金		1	58,901	58,902
	1 繰越金	1	58,901	58,902
5 諸収入		131,287	849	132,136
	2 償還金及び還付加算金	10,010	849	10,859
6 国庫支出金		0	495	495
	1 国庫補助金	0	495	495
歳入合計		3,359,722	60,333	3,420,055

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 16,939	千円 495	千円 17,434
	1 総 務 管 理 費	9,879	495	10,374
3 広域連合納付金		3,181,289	25,000	3,206,289
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,181,289	25,000	3,206,289
5 諸 支 出 金		16,937	34,838	51,775
	1 償還金及び還付加算金	10,010	21,225	31,235
	2 繰 出 金	6,927	13,613	20,540
歳 出 合 計		3,359,722	60,333	3,420,055

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 495	千円	千円	千円
495			
		88	24,912
		88	24,912
		849	33,989
		△9,370	30,595
		10,219	3,394
495		937	58,901

2 歳 入

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,353,717	千円 88	千円 1,353,805	4 保険料軽減措置繰入金	千円 88

款 4 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 58,901	千円 58,902	1 前年度繰越金	千円 58,901

款 5 諸 収 入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び還付加算金	千円 10,010	千円 849	千円 10,859	1 保険料還付金	千円 849

款 6 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 システム開発費等補助金	千円 0	千円 495	千円 495	1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 495

説	明
	千円
1 保険料軽減措置繰入金	(保 険 年 金 課) 88

説	明
	千円
1 前年度繰越金	(保 険 年 金 課) 58,901

説	明
	千円
1 保険料還付金	(保 険 年 金 課) △ 9,370
2 保険料未収金補填分負担金返還金	(保 険 年 金 課) 10,219

説	明
	千円
1 子ども・子育て支援事業費補助金	(保 険 年 金 課) 495

款 1 総務費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	495	1 後期高齢者医療事業運営に要する経費 (保 険 年 金 課) 495 12 委 託 料 (495) 基幹系システム修正委託料 (子ども・子育て支援金制度対応分) 495

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	3,181,289	25,000	3,206,289			88
						88

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
24,912			
24,912	18 負担金補助及び交付金	25,000	1 広域連合分賦金に要する経費（保 険 年 金 課） 25,000 18 負担金補助及び交付金 (25,000) 保険料等負担金（過年度分） 24,912 -保険料軽減措置負担金（過年度分） 88

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	10,010	21,225	31,235			△ 9,370
						△ 9,370

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
30,595			
30,595	22 償還金利子及び割引料	21,225	1 償還金及び還付加算金 (納 税 課) 21,225 22 償還金利子及び割引料 (21,225) 償還金及び還付加算金 21,225

款 5 諸支出金

項 2 繰 出 金

[illegible]

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,394				
3,394	27 繰出金	13,613	1 一般会計繰出金	(保 険 年 金 課) 13,613
			27 繰 出 金	(13,613)
			一般会計繰出金	13,613

議案第 37 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員石井一郎が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 石井 一郎

年 齢 66歳

職 業 会社役員

議案第 37 号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 いし い いち ろう
石 井 一 郎

年 齢 66 歳

職 業 会社役員

学 歴

昭和 56 年 3 月 明星大学理工学部電気工学科卒業

職 歴

昭和 56 年 4 月 株式会社大阪有線放送入社

昭和 57 年 1 月 同社退社

昭和 57 年 2 月 有限会社石井ホームサービス入社

昭和 58 年 2 月 宅地建物取引士の資格を取得

平成 16 年 3 月 同社代表取締役役に就任

平成 28 年 10 月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第 38 号

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本
案を提出するものであります。

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第38号資料

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価<u>8円38銭</u>に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価<u>7円73銭</u>に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）	公費負担の 限度額の改 正 同上

を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

議案第 39 号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の改正に伴い、特定個人情報の利用について規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項特定個人情報の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表の6の項特定個人情報の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成に関する事務について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成に関する事務については、なお従前の例による。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）				
執行機関	事務	特定個人情報		執行機関	事務	特定個人情報		
省略				省略				特定個人情報の範囲の規定の削除及び号の繰上げ
5 市長	小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略		5 市長	小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 省略 (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略		
6 市長	小金井市義務教育就学児及び高等学校等の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児及び高等学校等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略		6 市長	小金井市義務教育就学児及び高等学校等の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児及び高等学校等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 省略 (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略	同上	
省略				省略				

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報報の利用及び提供に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成に関する事務について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成に関する事務については、なお従前の例による。

議案第 39 号資料 2

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項第 1 号中イを削り、ウをイとし、エからクまでをウからキまでとし、同条第 6 項第 1 号中イを削り、ウをイとし、エからクまでをウからキまでとする。

付 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第40号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、子育て部分休暇を拡充するほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条の5第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第13条の6第1項中「次条において「請求等」を「以下「請求等」に改める。

第13条の7の次に次の1条を加える

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第13条の8 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）

第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規程で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の5に規定する子育て部分休暇に係る請求は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第13条の8第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(子育て部分休暇) 第13条の5 任命権者は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の第3学年を終了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該職員の子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。 2 省略 3 省略 （介護についての申出があつた場合における措置等） 第13条の6 任命権者は、職員が配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方もしくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければなら	(子育て部分休暇) 第13条の5 任命権者は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の第3学年を終了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該職員の子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。 2 省略 3 省略 （介護についての申出があつた場合における措置等） 第13条の6 任命権者は、職員が配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方もしくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけ	取得時間の 拡充 用語の整備

ない。

2 省略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第13条の8 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第16号)第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)
その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規程で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)
その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児

ればならない。

2 省略

妊娠、出産等について
の申出をした
職員等に対
する意向確
認等の新設

に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の5に規定する子育て部分休暇に係る請求は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第13条の8第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 1 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業を拡充するほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項の」を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第８条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第９条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（第１号部分休業の承認）」を付し、同条第１項中「部分休業」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第９条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第９条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパ

ートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与等の取扱い）」を付し、同条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して、規則で定める非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。 (第1号部分休業の承認) 第9条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間において、1日を通じて2時間（勤務時間等条例第10条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第13条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の勤務しない時間を超えない範囲内とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。 (部分休業) 第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等条例第10条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第13条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の勤務しない時間を超えない範囲内とする。	育児休業法の改正に伴う条項の整備 要件の整備 見出しの変更及び用語の整備

の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

- 2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

用語の整備

- 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第2号部分
休業の承認
の新設

育児休業法
第19条第
2項の条例
で定める1
年の期間の
新設

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間） 第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情） 第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナートナート関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナートナート関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与等の取扱い） 第10条 職員（給与条例の適用を受ける職員に限る。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。 2 非常勤職員（給与条例の適用を受ける職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（給与条例第8条の2に規定する額（給与条例第8条の2に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。）が	育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間の新設
（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の新設）	育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の新設
（部分休業をしている職員の給与等の取扱い） 第10条 職員（給与条例の適用を受ける職員に限る。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。	見出しの新設及び用語の整備
2 非常勤職員（給与条例の適用を受ける職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（給与条例第8条の2に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。）が	用語の整備

額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

部分休業の
承認取消事
由の整備

議案第42号

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うマンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表マンション管理計画認定事務の部中

「

マンション管理計画（以下「管理計画」という。）の認定・認定の更新（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「法」という。）第９１条に規定するマンション管理適正化推進センターが作成した法第５条の４（法第５条の６第２項において準用する場合を含む。）に基づく管理計画の認定の基準（法第３条の２第２項第４号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針（以下「都道府県等マンション管理適正化指針」という。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出された場合）

を

「

マンション管理計画（以下「管理計画」という。）の認定・認定の更新（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「法」という。）第９１条に規定するマンション管理適正化推進センターが作成した法第５条の１４（法第５条の１６第２項において準用する場合を含む。）に基づく管理計画の認定の基準（法第３条の２第２項第４号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針（以下「都道府県等マンション管理適正化指針」という。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出された場合）

に、

「

法第５条の７第２項において準用する法第５条の４に基づく認定基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管

を

「

法第５条の１７第２項において準用する法第５条の１４に基づく認定基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のう

に改

理組合の運営の基準に係る事
項の変更認定

ち管理組合の運営の基準に係
る事項の変更認定

める。

付 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例					現行条例					備考
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
手数料を徴収する事務					手数料を徴収する事務					
単位	金額	備考	単位	金額	備考	単位	金額	備考		
省略					省略					
マンション管理計画（以下「管理計画」という。）の認定・認定の更新（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の14（法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に基づく管理計画の認定の基準（法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県					マンション管理計画認定事務					法改正に伴う規定の整備
省略					省略					

等マニシヨン管理適正化指針（以下「都道府県等マニシヨン管理適正化指針」という。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出された場合）	省略		
	管理計画の変更認定	法第5条の17第2項において準用する法第5条の14に基づく認定基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項の変更認定	省略
	省略	省略	省略

マニシヨン管理適正化指針（以下「都道府県等マニシヨン管理適正化指針」という。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出された場合）	省略		
	管理計画の変更認定	法第5条の7第2項において準用する法第5条の4に基づく認定基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項の変更認定	省略
	省略	省略	省略

法改正に伴う規定の整備

省略 付 則 この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）附則第 1 条第 2 号に定める日から施行する。	省略
--	---

議案第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する
法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があることから本案を提出するも
のであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市福祉共同作業所条例の一部改正)

第1条 小金井市福祉共同作業所条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(小金井市児童発達支援センター条例の一部改正)

第2条 小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第43号資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市福祉共同作業所条例（第1条関係）

改正条例		現行条例	備考
(事業)	第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。	(事業) 第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。	法改正に伴う規定の整備
	(1) 省略 (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援B型労働継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）	(1) 省略 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援B型労働継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）	

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター条例（第2条関係）

改正条例		現行条例	備考
(用語)	第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(用語) 第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	法改正に伴う規定の整備
	(1) 省略 (2) 相談支援に関する事業 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援	(1) 省略 (2) 相談支援に関する事業 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援	

に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業を いう。 付 則 この条例は、令和7年10月1日から施行する。	に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業を いう。
--	---

議案第 4 4 号

小金井市立保育園条例

小金井市立保育園条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 享

(提案理由)

小金井市立保育園の在り方に関する方針に基づき、小金井市立保育園の定員を変更し、小金井市立保育園 2 園を閉園するため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育園を設置することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(入園児童)

第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。

(職員)

第4条 保育園に業務の運営に必要な職員を置く。

(休園日)

第5条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(開園時間)

第6条 保育園の開園時間は、午前7時から午後6時までとする。

(保育時間)

第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前7時から午後6時まで
- (2) 保育短時間認定者（施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前8時30分から午後4時30分まで

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(小金井市立保育園条例の廃止)

- 2 小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）は、廃止する。

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

- 3 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）」を「小金井市立保育園条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部改正)

- 4 小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成11年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）」を「小金井市立保育園条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(令和7年10月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 5 別表の規定にかかわらず、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 6 別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。

(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 7 別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。

(令和10年4月1日から令和11年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 8 別表の規定にかかわらず、令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。

(令和11年4月1日から令和12年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

員)

- 9 別表の規定にかかわらず、令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

(令和12年4月1日から令和13年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 10 別表の規定にかかわらず、令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第6によるものとする。

(令和13年4月1日から令和14年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 11 別表の規定にかかわらず、令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第7によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	9人	12人	14人	21人	21人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	20人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	12人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	9人	18人	24人	24人	24人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0

歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	12人	14人	16人	21人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	6人	12人	14人	18人	20人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	15人	20人	24人	24人	24人

備考

1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の

初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第3

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	12人	14人	16人	16人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	6人	12人	14人	16人	18人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	12人	18人	20人	24人	24人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
----	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 6 人	1 6 人	1 8 人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目 3 0 番 6 号	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 4 人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目 2 番 3 号	6 人	1 2 人	1 4 人	1 8 人	2 0 人	2 4 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第5

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 6 人	1 6 人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 6 人	1 6 人
小金井市	小金井市梶野	6 人	1 0 人	1 4 人	1 6 人	1 8 人	2 0 人

立けやき 保育園	町一丁目2番 3号						
-------------	--------------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第6

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	10人	12人	14人	16人	18人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第 7

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目 2 番 3 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 6 人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

別表（第2条関係）

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目 1 1 番 1 2 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目 6 番 1 9 号	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人
小金井市	小金井市梶野	6 人	1 0 人	1 2 人	1 4 人	1 4 人	1 4 人

立けやき 保育園	町一丁目2番 3号						
-------------	--------------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

小金井市立保育園の在り方に関する方針

令和7年8月

小金井市

策定に当たって

小金井市立保育園の在り方を巡っては、平成18年の児童福祉審議会や平成27年の保育検討協議会など、これまで長い年月をかけて議論が重ねられてきました。この間の議論に関わっていただきました全ての関係者の皆様の御尽力に、心より感謝を申し上げます。

市は、令和3年3月に今後の保育施策として取り組むべき方向性を明らかにするために「すこやか保育ビジョン（保育の質のガイドライン）」を、令和4年5月には市立保育園を取り巻く課題を踏まえて「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を策定し、同年9月に小金井市立保育園条例を専決処分により一部改正しました。

しかし、同処分については令和6年2月22日に「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の東京地裁判決が出され、早急な対応が求められております。

そこで、すこやか保育ビジョンにおける市が果たすべき役割等の具体化を図り、市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討するため、令和6年6月に「小金井市立保育園の在り方検討委員会」を設置し、小金井市立保育園に期待される役割や取り巻く課題及び在り方について検討いただくよう諮問いたしました。

委員の皆様には、約1年という期間の中で、熱心な御議論と徹底した検討、そして当初予定を超える長時間の会議を経て、厳しい保育現場の現状や将来の方向性について、実情に即した答申を提出していただいたことに、改めて深く感謝申し上げます。

本方針の策定に当たっては、いただいた答申の内容をできる限り尊重することを第一の前提とし、特に示された「4つの役割」と「在り方」について、限られた施設と人員を最大限活用する、施設配置及び運営体制を検討してまいりました。結果として、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることを判断いたしました。

本方針は市立保育園の在り方を定めたものですが、これまで小金井市の保育において重要な役割を担っていただいた民間保育園と協力して、市全体におけるより良い保育サービスの持続的提供と、保育の質の維持向上を実現するための仕組みづくりを進めるための方針でもあります。

市長として、市民、保護者、地域関係者の皆様と共に、この方針を着実に実現するために全力で取り組んでまいります。皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

小金井市長 白 井 亨

目次

1	方針策定の目的と位置付け	1
2	市立保育園の在り方の検討	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 課題の整理	1
3	市立保育園の在り方の策定	2
	(1) 市立保育園の役割	2
	(2) 園数（配置）	4
	(3) 運営体制	7
4	市立保育園の在り方の策定に伴う対応	8
	(1) 在園児及び保護者への対応	8
	(2) 施設の維持管理・跡地利用	9
	(3) I C T環境の整備	9
5	市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組	9
	(1) 市立保育園の役割の実施	10
	(2) 指導検査体制等の整備	11
6	方針に基づく市立保育園条例	12

1 方針策定の目的と位置付け

小金井市立保育園の在り方に関する方針（以下「本方針」という。）は、小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の答申を踏まえて策定するものであり、既存の「すこやか保育ビジョン」の理念に基づき、市全体の保育の質の維持・向上を図るため、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、子どもたち及び保護者の安心を支える保育環境の確保を目指すものです。

言い換えれば、子どもの最善の利益を重視する理念を基盤とし、市立保育園の役割を具体的に定めることで、地域全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することが、本方針の目的です。

今後の市立保育園の在り方については、従前の「新たな保育業務の総合的な見直し方針」【令和4年9月改定版】（以下「前方針」という。）ではなく、本方針により取組を進めていきます。

2 市立保育園の在り方の検討

(1) 基本的な考え方

本方針の策定に当たっては、まず令和7年5月に検討委員会から提出された答申の内容をできる限り尊重し、市立保育園が果たすべき4つの重要な役割を確実に実現することを第一に考えました。

(2) 課題の整理

本方針の検討に当たっては、前方針で示した5つの課題と市として現状把握した実情を、以下のように整理しました。

①【老朽化への対応】

市立保育園5園のうち、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園は築50年を超えており、これらの3園を今後も保育園として活用するためには、長寿命化改修工事など、施設の安全性・快適性を維持するための大規模工事が必要です。

【市立保育園の築年数】

令和7年4月1日現在

園名	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
建築年度	S43 年度	S44 年度	S58 年度	S47 年度	H25 年度
築年数	57 年	56 年	42 年	53 年	11 年

②【保育定員の適正化】

令和7年4月には1歳児クラスで待機児童が発生しましたが、過去2年間にわたり待機児童数はゼロとなり、市内保育施設では特に幼児クラス（3歳～5歳児クラ

ス)で定員の空きが恒常的に生じている状況及び市の出生数の減少傾向を踏まえると、市立保育園・民間保育園を問わず、市内全体での保育定員の適正化が必要です。

③【保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保】

市の保育事業に係る予算は、委託費（公定価格）が令和6年度に前年比で約10%増額となるなど増加傾向であり、今後も増加することが見込まれます。

また、保育士の欠員が課題となっており、特に育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員の欠員について、早急な対応が必要な状況です。

答申で示された4つの役割を確実に実施するためには、各園において十分なスペースの確保と役割に対応できる職員の配置が必要となります。

④【公立保育園の公費負担】

答申で指摘された個別の事業実施に対する補助金の活用や、施設複合化の検討による補助金の確保など、市立保育園の運営及び施設維持管理における市費負担を少しでも軽減する方策を検討します。

ただ、市町村が運営する保育施設に対する国・都負担が著しく少ない現状は、市の努力のみでは大きな変化が望めないのが実情です。

⑤【自治体経営の観点】

自治体経営の視点においては、扶助費が長期的には増加傾向にある中、子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応が必要であり、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。

したがって、依然として厳しい財政状況にあり、市立保育園に係る経費についても可能な限り縮減する必要があります。

3 市立保育園の在り方の策定

2(1)の基本的な考え方と2(2)の課題の整理で述べた観点を踏まえ、次のとおり市立保育園の在り方（役割、園数（配置）、体制）を定めます。

(1) 市立保育園の役割

① 市立保育園の役割の定義

答申で示された4つの保育園の基本的役割—【地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割】【難度の高い保育を率先して担う役割】【市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割】【緊急時に地域の子どもと保育を守る役割】—を、市立保育園の役割と定義します。

それぞれの市立保育園は、在園児の保育に加え、市全体の保育の質の維持・向上のために、この4つの役割を確実に実施していきます。

[市立保育園の役割]

No.	役割	期待される機能
1	地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割 【学ぶ・つなげる】	●地域の保育の質の維持・向上 ・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市における保育の一つの実践モデルとして存在する。 ・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場を作り、蓄えられた専門性・経験知をいかした支援を行う。 ・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。 ・巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。
2	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	●要配慮児、要支援家庭・児童の支援 ・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題を抱える、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。 ・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。 ・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により支援体制を強化する。
3	市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	●在宅子育て家庭の支援 ・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知をいかして行う。 ●子育て支援センターとしての機能 ・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育やこども誰でも通園制度などの実施を通して支援ニーズを発見する。 ・必要に応じて保育の実施による支援を行い、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く状況に応じた支援を行う。
4	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	●地域の保育施設でのトラブル対応 ・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受皿になる。 ●災害時等の対応 ・市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、保育施設の支援を行う（例 避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援物資提供の拠点になるなど）。

② 役割実施のための対応

4つの役割を確実に実施するためには、各園に通常の保育室とは別に十分な内部スペースが必要となります。現行施設の敷地や建物の増築は、財政や公共施設の維持管理上から難しいため、本方針では、今年3月に策定した「のびゆくこどもプラン小金井」の量の見込みと確保の内容及び今後の人口推計を踏まえた、保育定員の見直し、すなわち適正な減員を行ってスペースを確保します。

減員については、0歳～5歳児クラスを維持すること、0歳児から1歳児まで、1歳児から2歳児まで、2歳児から3歳児までの進級時の定員差を原則として設けること、在園児のきょうだいの入園を希望する保護者への影響を考慮した定員設定とすること、配慮が必要な児童の受入枠の拡大、以上を踏まえて下表のとおり段階的に実施することとします。

なお、年齢別保育を実施している小金井保育園については、令和11年度から異年齢保育へ保育方法を変更することで、役割の実施のためのスペースを確保し

ます。

〔保育定員の見直し〕

(単位：人)

クラス年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
わかたけ	現定員	10	12	18	24	24	24	112
	R7.10	9	12	14	21	21	24	101
	R8.4	6	12	14	16	21	21	90
	R9.4	6	12	14	16	16	21	85
	R10.4	6	10	12	16※1	16※1	16※1	76
	R11.4	6	10	12	14	16	16	74
	R12.4	6	10	12	14	14	16	72
	R13.4	6	10	12	14	14	14	70
小金井	現定員	9	14	18	20	26	27	114
	R7.10	9	14	18	20	20	27	108
	R8.4	6	12	14	18	20	20	90
	R9.4	6	12	14	16	18	20	86
	R10.4	6	10	12	16	16	18	78
	R11.4	6	10	12	14※2	16※2	16※2	74
	R12.4	6	10	12	14	14	16	72
	R13.4	6	10	12	14	14	14	70
けやき	現定員	15	20	24	27	27	27	140
	R7.10	9	18	24	24	24	27	126
	R8.4	6	15	20	24	24	24	113
	R9.4	6	12	18	20	24	24	104
	R10.4	6	12	14	18	20	24	94
	R11.4	6	10	14	16	18	20	84
	R12.4	6	10	12	14※3	16※3	18※3	76
	R13.4	6	10	12	14	14	16	72
	R14.4	6	10	12	14	14	14	70

※1 わかたけ保育園は令和10年度から異年齢保育の幼児クラスを2クラス編成とする。

※2 小金井保育園は令和11年度から異年齢保育へ変更し、幼児クラスを2クラス編成とする。

※3 けやき保育園は令和12年度から異年齢保育の幼児クラスを2クラス編成とする。

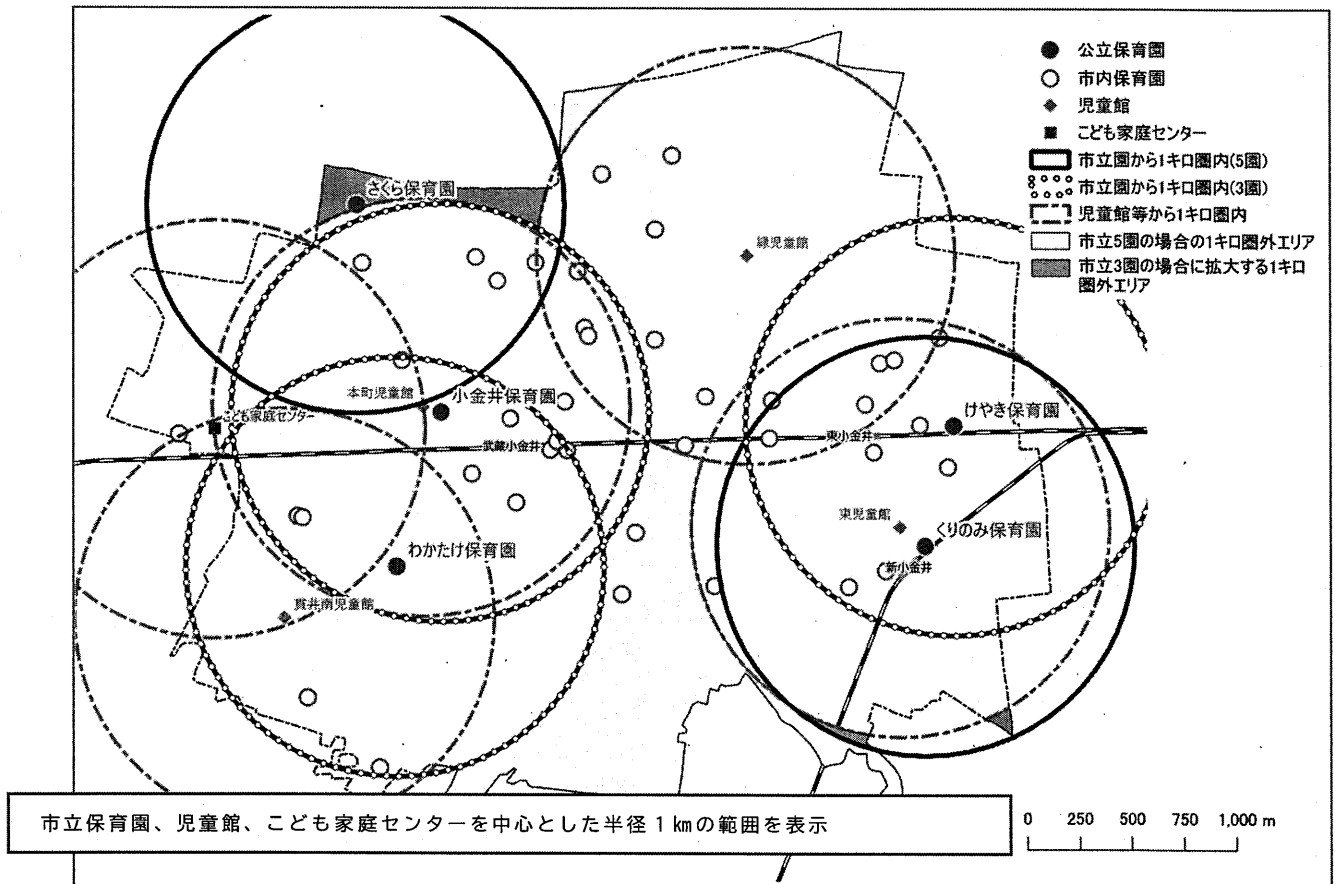
(2) 園数（配置）

園数（配置）の検討においては、保育定員の減員により、5園から2園まで、いずれの場合でも役割に対応するためのスペースの確保は可能と考えられます。

また、答申で示された、市内を地域ブロックに分けて役割を実施していくことを考慮すると、答申でも指摘されているとおり、2園体制では市立保育園の役割を十分に果たすことが困難です。そして、「地域ブロックごとに市立保育園を拠点として配置する」という観点から、下図[市立保育園5園の配置]のとおり、さくら保育園は市の端に位置しており、また、けやき保育園とくりのみ保育園の区域が重複することも考慮すると、答申で示された役割を現実的に実施するためには、地域ブロックのバランスが取れた配置が必要です。

からでも子連れで歩いて15分程度以内に相談できる拠点が存在することが望ましいとの答申の指摘も考慮し、下図[子育て支援拠点と市立保育園5園の配置]のとおり、現在、本市において子育て支援拠点事業を行う児童館4館、こども家庭センターと市立保育園の配置のバランスについても確認を行いました。

[子育て支援拠点と市立保育園5園の配置]



これらの検討結果を基に、役割実現に必要な保育定員の減員を盛り込んだ配置計画を検討した結果、最も現実的かつ持続可能な運営体制として、そして、答申で示された各園間の連携や地域ブロックとしての均衡を確保することは十分可能であると考え、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の【3園体制】とすることを総合的に判断しました。

なお、段階的に縮小し閉園とする2園について、令和7年度において在籍している児童の学年が卒園するまでは維持することとします。よって、くりのみ保育園は令和9年度末で閉園とし、さくら保育園は令和10年度末で閉園とします。

なお、さくら保育園については、2歳児1人が在籍している状況を考慮し、令和7年度中に2歳児クラスの定員を12人と定めることとします。

[閉園までの定員]

(単位：人)

クラス年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
くりのみ	現定員	0	0	0	24	24	24	72
	R7.10	0	0	0	24	24	24	72
	R8.4	0	0	0	0	24	24	48
	R9.4	0	0	0	0	0	24	24
さくら	現定員	0	0	0	24	24	24	72
	R7.10	0	0	12	24	24	24	84
	R8.4	0	0	0	24	24	24	72
	R9.4	0	0	0	0	24	24	48
	R10.4	0	0	0	0	0	24	24

(3) 運営体制

市立保育園の運営体制のうち通常の保育業務については、国や都の基準に加えて市基準の職員配置（各クラスの複数担任制、1歳児クラスの職員配置（保育士1：児童5））を堅持し、通常の保育部分の業務が今後も変わりなく円滑に行われる職員体制を引き続き確保します。

なお、閉園する2園についても同様に市基準の職員配置を行い、児童定員が減っても勤務体制を維持できる職員数を配置することとします。

一方で、本方針で新たに定義した4つの役割を実現するために、通常の保育業務とは別に、役割対応の職員の配置を行います。役割対応の職員の配置は、役割の実施スケジュールに合わせ、各園の児童の預かり状況や職員の欠員状況を考慮しつつ、保育園の運営に支障が出ないよう適切に配置することとし、配置予定の人数は下表[役割対応のための職員配置]のとおりとします。

[役割対応のための職員配置]

(単位：人)

	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
R8年度	保育士2	保育士2	保育士2	保育士2	保育士3、看護師1
R9年度	保育士2	保育士2	保育士2	保育士2	保育士3、看護師1
R10年度		保育士6	保育士4	保育士2	保育士6、看護師1 栄養士1
R11年度		保育士6	保育士6		保育士6、看護師2 栄養士1
R12年度		保育士6	保育士6		保育士6、看護師2 栄養士1

また、保育士の欠員の課題についても、今回の定員縮小に伴う職員数の最適化により一定の調整を図ることで、欠員を補うことも検討します。

加えて、育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員対応について、保育士採用が厳しい間の時限的な対応として正規職員を一定人数採用しておくことで対応します。

このように、通常の保育業務については従来の市基準に基づく堅実な配置を維持しつつ、新たな役割対応の職員を別に配置することで、市立保育園の役割を確実に実施します。

4 市立保育園の在り方の策定に伴う対応

(1) 在園児及び保護者への対応

本方針に基づく運営体制の再編に当たっては、在園児及び保護者の皆様にも影響が生じることとなります。その影響が可能な限り最小限となるよう、以下の対応を行うこととします。

ア 現在の市立保育園から転園を希望される御家庭に対しては、転園の際の入所指数において優遇措置を設けることで、転園希望者への配慮と入所機会の確保を図ります。これにより、定員縮減による不利益が生じることなく、子どもたちや御家庭が希望される保育環境へ移行することを支援します。

イ 在園児のきょうだいの入園を希望する保護者への影響を考慮し、在園児のきょうだいの入所申込時の入所指数について優遇措置を設けます。

ウ 保育定員が縮小される状況下においても、従来の保育の質を維持するため、通常の保育業務を行う職員体制については、従来からの基本的な市基準の職員配置を堅持するとともに、児童数の減少があったとしても運営に支障がないよう安定的な職員体制を維持します。

エ 児童や保護者への影響について、寄り添った対応ができるよう現在も行っている心理相談を閉園まで継続して実施します。

オ 各園における在園児や保護者への対応も丁寧に行いながら、子どもたちへの影響を最小限にとどめるよう取り組みます。保育指針や全体的な計画、年間計画を基盤として、目の前の子どもたちの最善の利益を第一に考え、他園との連携も視野に入れながら園の状況や社会的な変化に応じて柔軟に保育を実践することで、保育定員が変わっていく中においても在籍しているこどもの状況に合わせた保育を行っていきます。

カ 本方針に基づく取組開始後も、公立保育園運営協議会を通じて、定期的に取り組状況の説明を行うとともに、必要に応じて個別の説明会の場を設けます。これにより、各家庭の御意見や御懸念を迅速に把握し、柔軟かつ的確な対応を実施する体制を維持していきます。

(2) 施設の維持管理・跡地利用

本方針の実現に当たっては、施設の老朽化対策や維持管理も極めて重要な課題です。縮小して閉園となるくりのみ保育園とさくら保育園については、閉園となる年度まで保育に支障が生じないように、必要な修繕・維持管理を実施し、閉園まで在籍する児童や保護者の方の安心を確保します。

また、残る3園については、安心して子どもを預けられる環境づくりや保育の質の確保といった観点から、必要な改修や維持管理を行い、将来にわたって安定した保育サービスの提供が図られるよう取り組んでいきます。

また、閉園後の跡地利用については、これまで長い間、本市の子どものために活用してきた経過を踏まえ、将来を見据えて活用方法を検討します。

(3) ICT環境の整備

市立保育園のICT環境整備については、答申における指摘を踏まえ、既に導入している登降園管理システムの機能を更に有効に活用するための施策を推進します。

また、環境整備を進めつつ、システムの機能活用も充実させることにより、保育所内外での情報共有の迅速化や園内の各種連絡、更には安全管理に関する運用の効率化を図ります。これにより、保護者の利便性の向上だけでなく保育園で勤務する職員の負担軽減も目指します。

5 市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組

現状及び短期的な財政や運営面の制約を踏まえ、今後数年にわたって、段階的かつ計画的にこれらの役割の実施を進めていきます。

また、全ての園が同一の役割を担うのではなく、各園の状況、施設の状態を踏まえた上で、各園が担うべき役割に差異を持たせます。特に、難度の高い保育の中でも医療的ケアを要する子どもたちへの対応については、実施体制の効率化と専門性の確保を目的として、けやき保育園を受入れ拠点園として対応する計画とします。

(1) 市立保育園の役割の実施

[実施スケジュール]

役割	内容	実施園	R8	R9	R10	R11	R12 以降					
地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割	民間保育施設との連携	わかたけ										
		小金井										
難度の高い保育を率先して担う役割	医療的ケア児の保育	けやき										
	わかたけ											
市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割	こども誰でも通園制度の実施	小金井										
		けやき										
		くりのみ										
		わかたけ										
		小金井										
緊急時に地域の子どもと保育を守る役割	緊急時の対応	さくら										
		全園（くりのみは R9 年度、さくらは R10 年度まで）										

○民間保育施設との連携

地域ブロック内の他保育施設と連携を図り、園庭開放などによる民間保育施設の支援の実施や、合同研修実施や学びあいの仕組みづくりを行う。

○配慮を要する子どもの保育

受入年齢制限を撤廃し、受入枠を順に拡大（１１人から１８人へ）し実施する。

○医療的ケア児の保育

職員体制の整備、ガイドラインの策定とそれに基づく保育の実施、民間保育施設とのノウハウの共有を行う。

○地域の子育て支援

地域の在宅子育て家庭への支援、子育て相談やこども家庭センター等他機関と連携しての支援を実施する。

○こども誰でも通園制度対応

本市では幼稚園のみでの実施となっていることも誰でも通園制度について、在宅子育て支援の一つとして、市立保育園が率先して実施する。

○緊急時の対応

市内保育施設で保育が実施できないなどのトラブルが起きた場合には、保育定員の減員によって生み出したスペースを活用し、通常の保育業務とは別に配置する役割対応を行う職員が預かりに対応する。

(2) 指導検査体制等の整備

市全体の保育の質の更なる向上を図るため、定期的な指導検査体制の整備は極めて重要と考えます。本方針では、3年間で市内の全ての認可保育園及び特定地域型保育事業を対象とした指導検査を実施できる体制を整備し、各施設の運営状況や質の向上の取組を継続的に確認していくことを目指します。

具体的には、東京都と合同での実施にとどまる現状の指導検査体制を見直し、人事異動のある職員のみでは専門性を維持することが難しいため、必要に応じて外部の専門家などへの業務委託も検討します。

また、市内保育施設への巡回支援体制についても、施設数の増加に対して整備が進んでいない現状があります。指導検査とは別に、すこやか保育ビジョン及び小金井市保育の質のガイドラインの普及、促進等を目的とした巡回支援の仕組みについても検討を進めます。

これらの指導検査及び巡回支援体制の整備により、各保育施設の現状把握と課題抽出、更には具体的な改善・支援策の実施を目指します。

6 方針に基づく市立保育園条例

小金井市立保育園条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育園を設置することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(入園児童)

第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。

(職員)

第4条 保育園に業務の運営に必要な職員を置く。

(休園日)

第5条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(開園時間)

第6条 保育園の開園時間は、午前7時から午後6時までとする。

(保育時間)

第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前7時から午後6時まで
- (2) 保育短時間認定者（施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前8時30分

から午後4時30分まで

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(小金井市立保育園条例の廃止)

2 小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）は、廃止する。

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

3 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）」を「小金井市立保育園条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部改正)

4 小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成11年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）」を「小金井市立保育園条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(令和7年10月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

5 別表の規定にかかわらず、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

6 別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。

(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

7 別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。

(令和10年4月1日から令和11年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

8 別表の規定にかかわらず、令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間における保

育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。

(令和11年4月1日から令和12年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 9 別表の規定にかかわらず、令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

(令和12年4月1日から令和13年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 10 別表の規定にかかわらず、令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第6によるものとする。

(令和13年4月1日から令和14年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

- 11 別表の規定にかかわらず、令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第7によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原町 三丁目11番1 2号	9人	12人	14人	21人	21人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	20人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	12人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	9人	18人	24人	24人	24人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に

出生していない児童は、当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	12人	14人	16人	21人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	12人	14人	18人	20人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野町 一丁目2番3号	6人	15人	20人	24人	24人	24人

備考

1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日(同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第3

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原町 三丁目11番1 2号	6人	12人	14人	16人	16人	21人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	12人	14人	16人	18人	20人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野町 一丁目2番3号	6人	12人	18人	20人	24人	24人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた	小金井市前原 町三丁目11	6人	10人	12人	16人	16人	16人

け保育園	番12号						
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	16人	16人	18人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井北 町三丁目30番 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野町 一丁目2番3号	6人	12人	14人	18人	20人	24人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第5

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかたけ 保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	10人	12人	14人	16人	16人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	14人	16人	16人
小金井市 立けやき保 育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	10人	14人	16人	18人	20人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第6

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	14人	14人	16人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	10人	12人	14人	16人	18人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第7

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた	小金井市前原 町三丁目11	6人	10人	12人	14人	14人	14人

け保育園	番12号						
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	14人	14人	14人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	6人	10人	12人	14人	14人	16人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

別表（第2条関係）

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市立 わかたけ保 育園	小金井市前原町 三丁目11番1 2号	6人	10人	12人	14人	14人	14人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町五 丁目6番19号	6人	10人	12人	14人	14人	14人
小金井市 立けやき保 育園	小金井市梶野 町一丁目2番3 号	6人	10人	12人	14人	14人	14人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う

日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

議案第44号資料2

小金井市立保育園条例定員数の内訳

施設名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
小金井市立くりのみ保育園	現定員	0人	0人	0人	24人	24人	24人	72人
	R7.10.1	0人	0人	0人	24人	24人	24人	72人
	R8.4.1	0人	0人	0人	0人	24人	24人	48人
	R9.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	24人	24人
	R10.4.1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

施設名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
小金井市立わかたけ保育園	現定員	10人	12人	18人	24人	24人	24人	112人
	R7.10.1	9人	12人	14人	21人	21人	24人	101人
	R8.4.1	6人	12人	14人	16人	21人	21人	90人
	R9.4.1	6人	12人	14人	16人	16人	21人	85人
	R10.4.1	6人	10人	12人	16人	16人	16人	74人
	R11.4.1	6人	10人	12人	14人	16人	16人	72人
	R12.4.1	6人	10人	12人	14人	14人	16人	70人
	R13.4.1	6人	10人	12人	14人	14人	14人	70人

施設名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
小金井市立小金井保育園	現定員	9人	14人	18人	20人	26人	27人	114人
	R7.10.1	9人	14人	18人	20人	20人	27人	108人
	R8.4.1	6人	12人	14人	18人	20人	20人	90人
	R9.4.1	6人	12人	14人	16人	18人	20人	86人
	R10.4.1	6人	10人	12人	16人	16人	18人	78人
	R11.4.1	6人	10人	12人	14人	16人	16人	74人
	R12.4.1	6人	10人	12人	14人	14人	16人	72人
	R13.4.1	6人	10人	12人	14人	14人	14人	70人

施設名		0 歳						合計					
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳						
小金井市立さくら保育園	現定員	0 人	0 人	0 人	24 人	24 人	24 人	72 人					
	R7.10.1	0 人	0 人	12 人	24 人	24 人	24 人	84 人					
	R8.4.1	0 人	0 人	0 人	24 人	24 人	24 人	72 人					
	R9.4.1	0 人	0 人	0 人	0 人	24 人	24 人	48 人					
	R10.4.1	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	24 人	24 人					
	R11.4.1	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人					

施設名		0 歳						合計					
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳						
小金井市立けやき保育園	現定員	15 人	20 人	24 人	27 人	27 人	27 人	140 人					
	R7.10.1	9 人	18 人	24 人	24 人	24 人	27 人	126 人					
	R8.4.1	6 人	15 人	20 人	24 人	24 人	24 人	113 人					
	R9.4.1	6 人	12 人	18 人	20 人	24 人	24 人	104 人					
	R10.4.1	6 人	12 人	14 人	18 人	20 人	24 人	94 人					
	R11.4.1	6 人	10 人	14 人	16 人	18 人	20 人	84 人					
	R12.4.1	6 人	10 人	12 人	14 人	16 人	18 人	76 人					
	R13.4.1	6 人	10 人	12 人	14 人	14 人	16 人	72 人					
	R14.4.1	6 人	10 人	12 人	14 人	14 人	14 人	70 人					

議案第45号

小金井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

小金井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のよう
に制定する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、法第34条の15第4項の規定による意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図

られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員

の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の

		屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられて

いること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

⑦ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

⑧ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設

又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 小金井市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の概要について

1 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする。

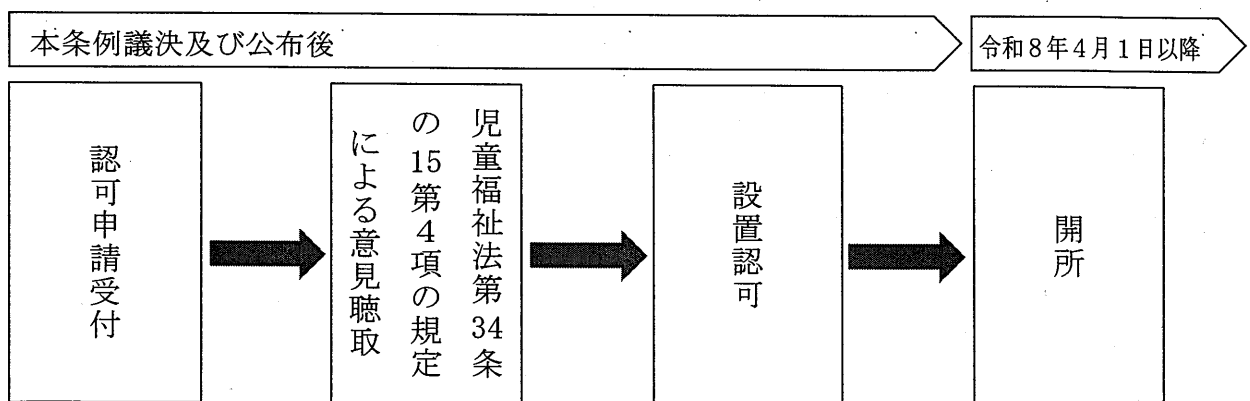
2 対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童

3 利用可能時間

子ども1人当たり月10時間を上限

4 施設（事業者）に係る認可手続



5 利用等の流れ（利用者）

- (1) 利用者は、市へ認定申請を行う。
- (2) 市は、認定申請を受領し、利用資格があることを確認し、認定を行う。
- (3) 利用者は、国が構築した総合支援システムを通して利用希望施設へ初回面談の申込みを行い、施設（事業者）と調整を行った上で、面談を行う。
- (4) 利用者は、面談が終わった施設の空き状況を確認し、予約の上、利用する。

議案第46号

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

乳幼児の医療費の助成に係る東京都の要綱の改正により、所得制限が撤廃されたことに伴い、助成対象者の所得照会を行う必要がなくなったこと等から、規定の整備を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療の給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「もの」を「者」に改め、「に相当する額」を削り、「以下単に」を「以下」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項における」に、「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」に、「手当て」を「手当」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項（「手当て」を「手当」に改める部分に限る。）の改正規定は公布の日から、同項（「手当て」を「手当」に改める部分を除く。）の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和7年10月1日以後における医療費の助成の認定について適用し、同日前の医療費の助成の認定については、なお従前の例による。

小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 省略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小金井市内に住所を有する乳幼児(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者とする。 2 省略 (助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の	(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 <u>前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u> 4 省略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小金井市内に住所を有する乳幼児を養育している者であつて、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療の給付が行われるものとする。 2 省略 (助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の	所得制限撤廃に伴う規定の削除 項の繰上げ 用語の整備

額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

- 2 前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所もしくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

- 2 省略

付 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし

額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

- 2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所もしくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

- 2 省略

用語の整備

同上

個人番号カードによる資格確認の開始に伴う規定の整備及び用語の整備

し、第3条第1項、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項（「手当て」を「手当」に改める部分に限る。）の改正規定は公布の日から、同項（「手当て」を「手当」に改める部分を除く。）の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和7年10月1日以後における医療費の助成の認定について適用し、同日前の医療費の助成の認定については、なお従前の例による。

議案第47号

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に係る東京都の要綱の改正により、所得制限が撤廃されたことに伴い、助成対象者の所得照会を行う必要がなくなったこと等から、規定の整備を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を次のように改める。

- (3) その他、市長が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には、当該高校生等本人

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第3条第1項中「を養育している者であつて、その者が養育する義務教育就学児等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「以下単に」を「以下」に改める。

第7条第1項中「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」に、「手当て」を「手当」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第6条第1項及び第7条第1項（「手当て」を「手当」に改める部分に限る。）の改正規定は公布の日から、同項（「手当て」を「手当」に改める部分を除く。）の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和7年10月1日以後における医療費の助成の認定について適用し、同日前の医療費の助成の認定については、なお従

前の例による。

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 この条例において「義務教育就学児等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 省略 (2) 省略 (3) <u>その他、市長が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には、当該高校生等本人</u> 4 省略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小金井市内に住所を有する義務教育就学児等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷につい	(用語の定義) 第2条 省略 2 省略 3 この条例において「義務教育就学児等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 省略 (2) 省略 (3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人</u> 4 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である義務教育就学児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該義務教育就学児等は、当該父又は母のうちいずれか当該義務教育就学児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 5 省略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小金井市内に住所を有する義務教育就学児等を養育している者であつて、その者が養育する義務教育就学児等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で	用語の定義に係る規定の整備 所得制限撤廃に伴う規定の削除 項の繰上げ 用語の整備

て医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者とする。

2 省略

(助成の範囲)

第6条 市は、義務教育就学児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によつて義務教育就学児等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 省略

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示して、診療、薬剤の支給又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等

定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 省略

(助成の範囲)

第6条 市は、義務教育就学児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によつて義務教育就学児等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

用語の整備

2 省略

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によつて高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、病院、診療所もしくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

個人番号カードによる資格確認の開始に伴う規定の整備及び用語の整備

に支払うことによつて行う。	
2 省略	2 省略
付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第6条第1項及び第7条第1項（「手当て」を「手当」に改める部分に限る。）の改正規定は公布の日から、同項（「手当て」を「手当」に改める部分を除く。）の改正規定は令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和7年10月1日以後における医療費の助成の認定について適用し、同日前の医療費の助成の認定については、なお従前の例による。	

議案第48号

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

医療機関等において個人番号カードによる資格確認を行うことで医療費の助成を受けることができるようにするため、本案を提出するものであります。

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同条第3項中「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」に、「手当て」を「手当」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項（「手当て」を「手当」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額	(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額	用語の整備

(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 省略 3 前2項の助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 省略 3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。
(医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所もしくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 省略	(医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所もしくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 省略
付 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項(「手当て」を「手当」に改める部分に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。	個人番号カードによる資格確認の開始に伴う規定の整備及び用語の整備

議案第 49 号

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

住民情報システムの標準化に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例（昭和５７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第８号を削り、同条第２項中「、第７号及び第８号」を「及び第７号」に改める。

第１７条第１項中「、登録年月日及び宛名番号」を「及び登録年月日」に改める。

付 則

この条例は、令和７年１０月２７日から施行する。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(印鑑登録原票) 第8条 市長は、印鑑登録原票（情報システムに記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。 (1) } 省略 () (7) } (8) 宛名番号 2 前項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気媒体をもつて調製することができる。 (印鑑登録の証明) 第17条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気媒体に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）について証明する。 2 省略	(印鑑登録原票) 第8条 市長は、印鑑登録原票（情報システムに記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。 (1) } 省略 () (7) } (8) 宛名番号 2 前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気媒体をもつて調製することができる。 (印鑑登録の証明) 第17条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号、登録年月日及び宛名番号を除く。）の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気媒体に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）について証明する。 2 省略	住民情報システムの標準化に伴う規定の整備 同上 同上

付 則

この条例は、令和7年10月27日から施行する。

議案第 5 0 号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

災害時その他非常の場合において指定工事店の指定に関し特例を設けることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の新設等の工事をを行う者の申請により市長が指定した者（小金井市排水設備指定工事店。以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるときは、この限りでない。</u> 2 省略 3 省略 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	(排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の新設等の工事をを行う者の申請により市長が指定した者（小金井市排水設備指定工事店。以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。 2 省略 3 省略	災害時等における特例の追加

議案第 5 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のように廃止する。

調 書

整理 番号	路線名	起 点	終 点
307	市道第 307 号線	貫井南町一丁目 28 番 2 地先	貫井南町一丁目 7 番 2 地先
775	市道第 775 号線	本町一丁目 1834 番 21 地先	本町六丁目 1904 番地先

令和 7 年 9 月 1 日提出

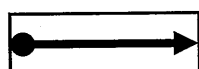
小金井市長 白 井 亨

（提案理由）

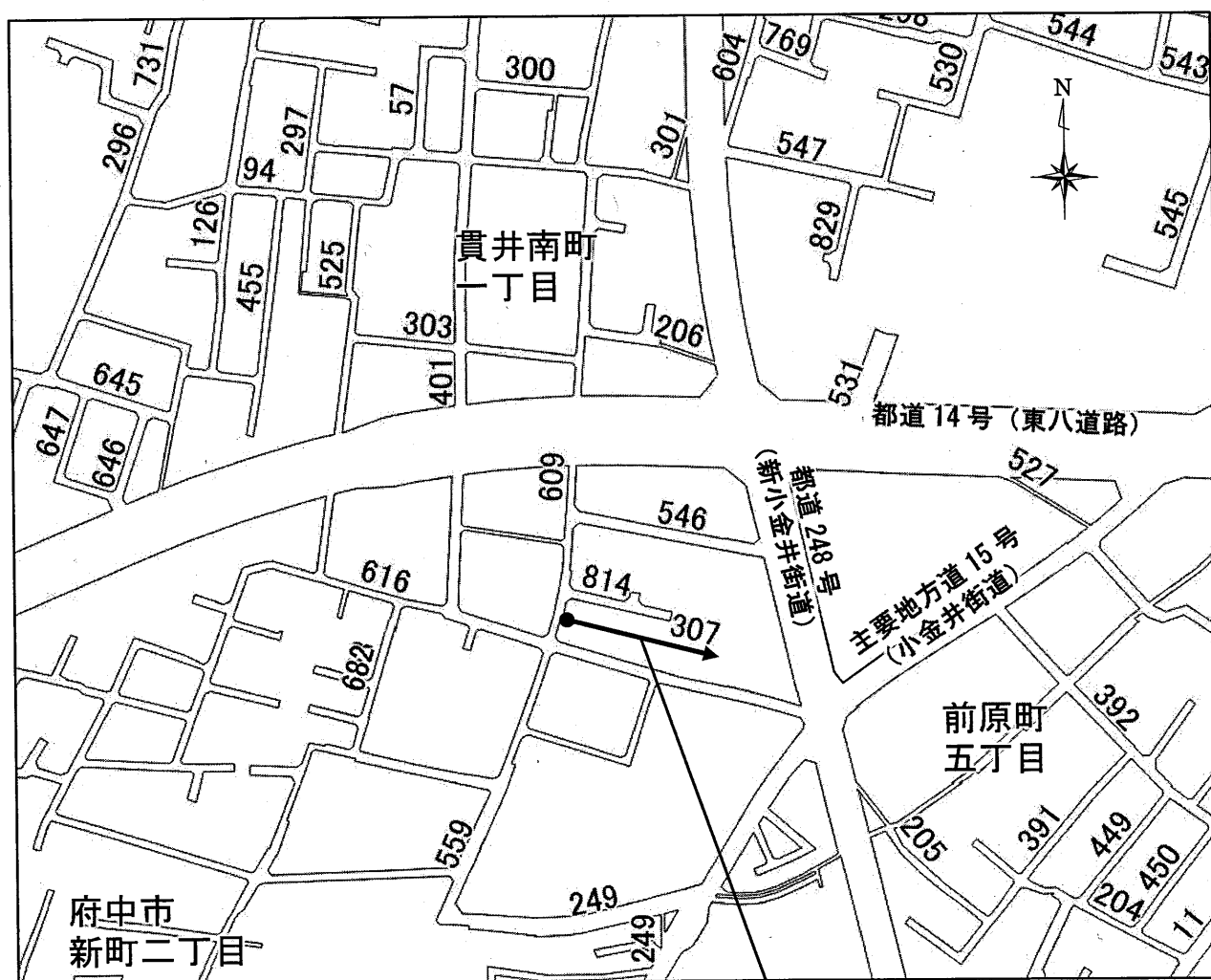
当該道路のうち、整理番号 3 0 7 については隣接地権者への払下げに伴い路線を廃止するため、整理番号 7 7 5 については終点の延長に伴い路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により準用する第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

市道路線廃止案内図

凡 例

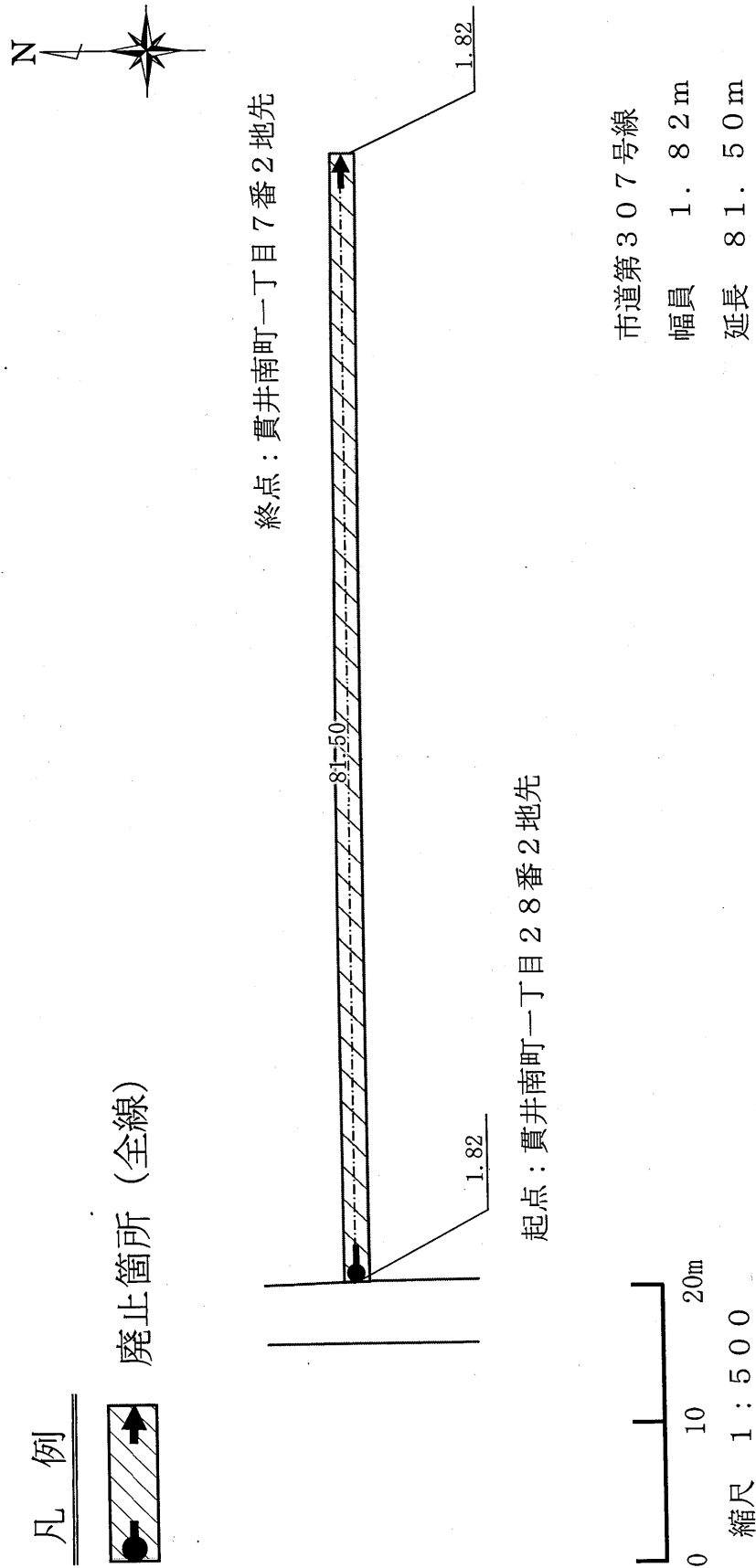


廃止箇所（全線）



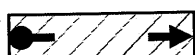
市道
第307号線

市道路線廃止見取図

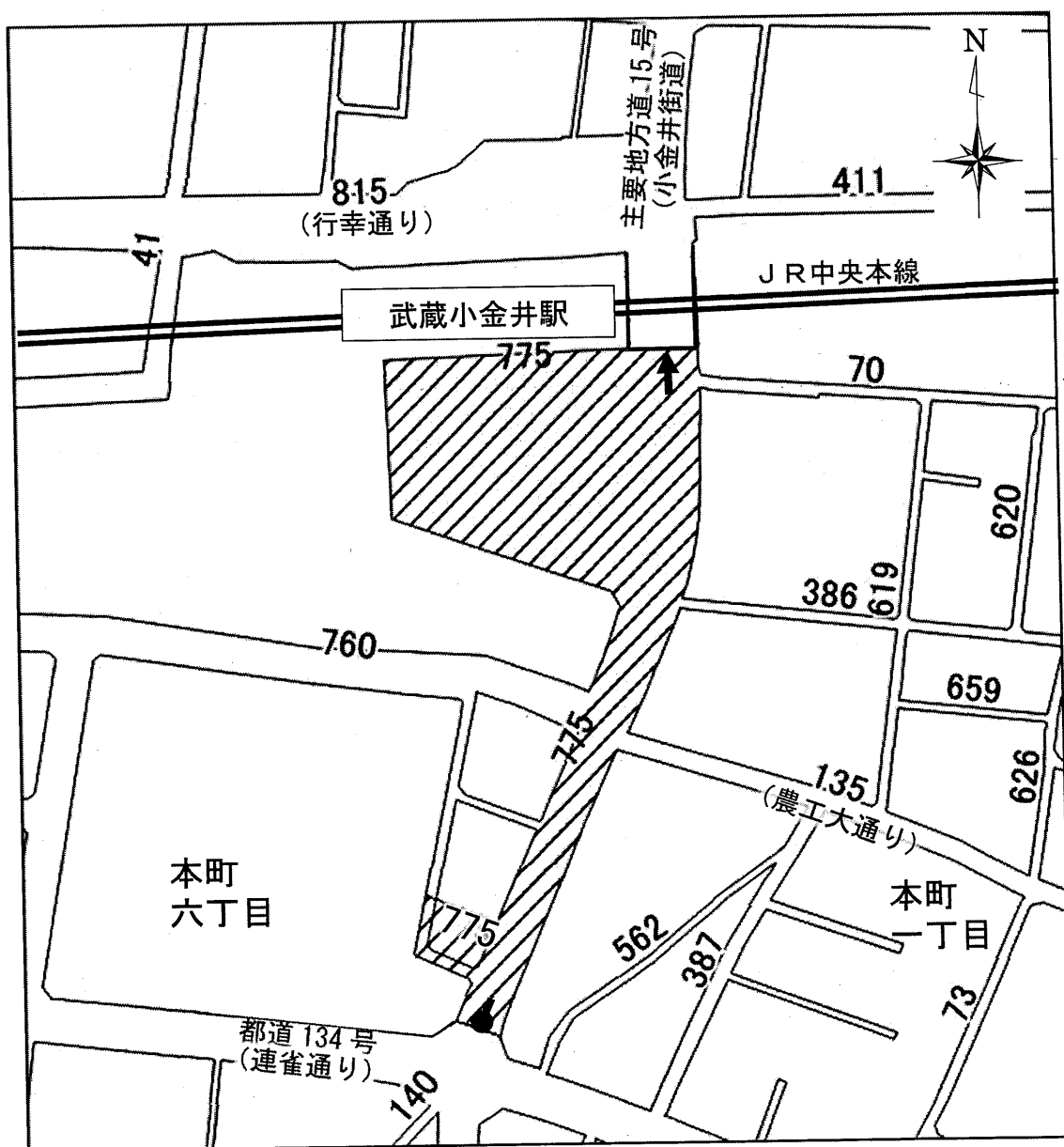


市道路線廃止案内図

凡 例



廃止箇所（全線）



市道路線廃止見取図

凡 例

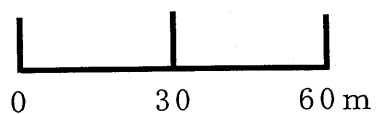


廃止箇所（全線）

市道第775号線

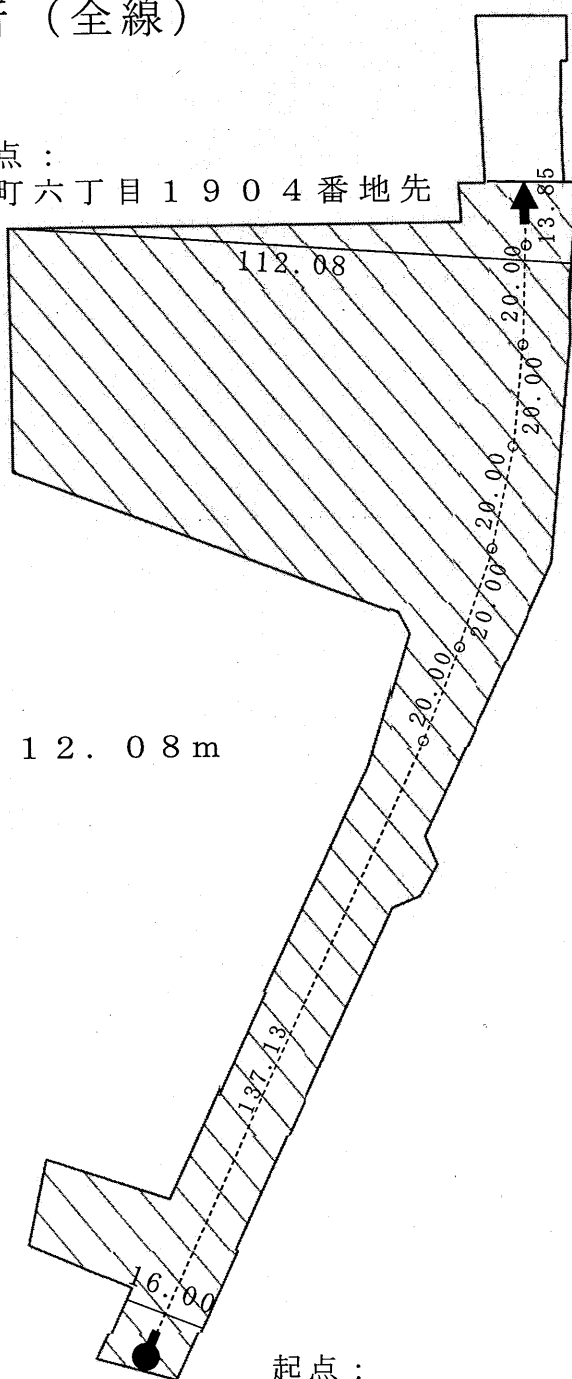
幅員 16.00m～112.08m

延長 250.98m



縮尺 1:1500

終点：
本町六丁目1904番地先



起点：
本町一丁目1834番21地先

議案第 5 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路線名	起 点	終 点
775	市道 第 775 号線	本町一丁目 1834 番 21 地先	本町五丁目 1803 番 1 地先
847	市道 第 847 号線	貫井北町五丁目 676 番 13 地先	貫井北町五丁目 676 番 4 地先
848	市道 第 848 号線	貫井北町三丁目 1047 番 9 地先	貫井北町三丁目 1047 番 18 地先
849	市道 第 849 号線	貫井北町三丁目 1054 番 18 地先	貫井北町三丁目 1054 番 23 地先
850	市道 第 850 号線	東町四丁目 1062 番 32 地先	東町四丁目 1062 番 37 地先
851	市道 第 851 号線	東町四丁目 1062 番 14 地先	東町四丁目 1062 番 26 地先

令和 7 年 9 月 1 日提出

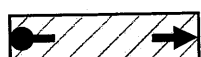
小金井市長 白 井 亨

（提案理由）

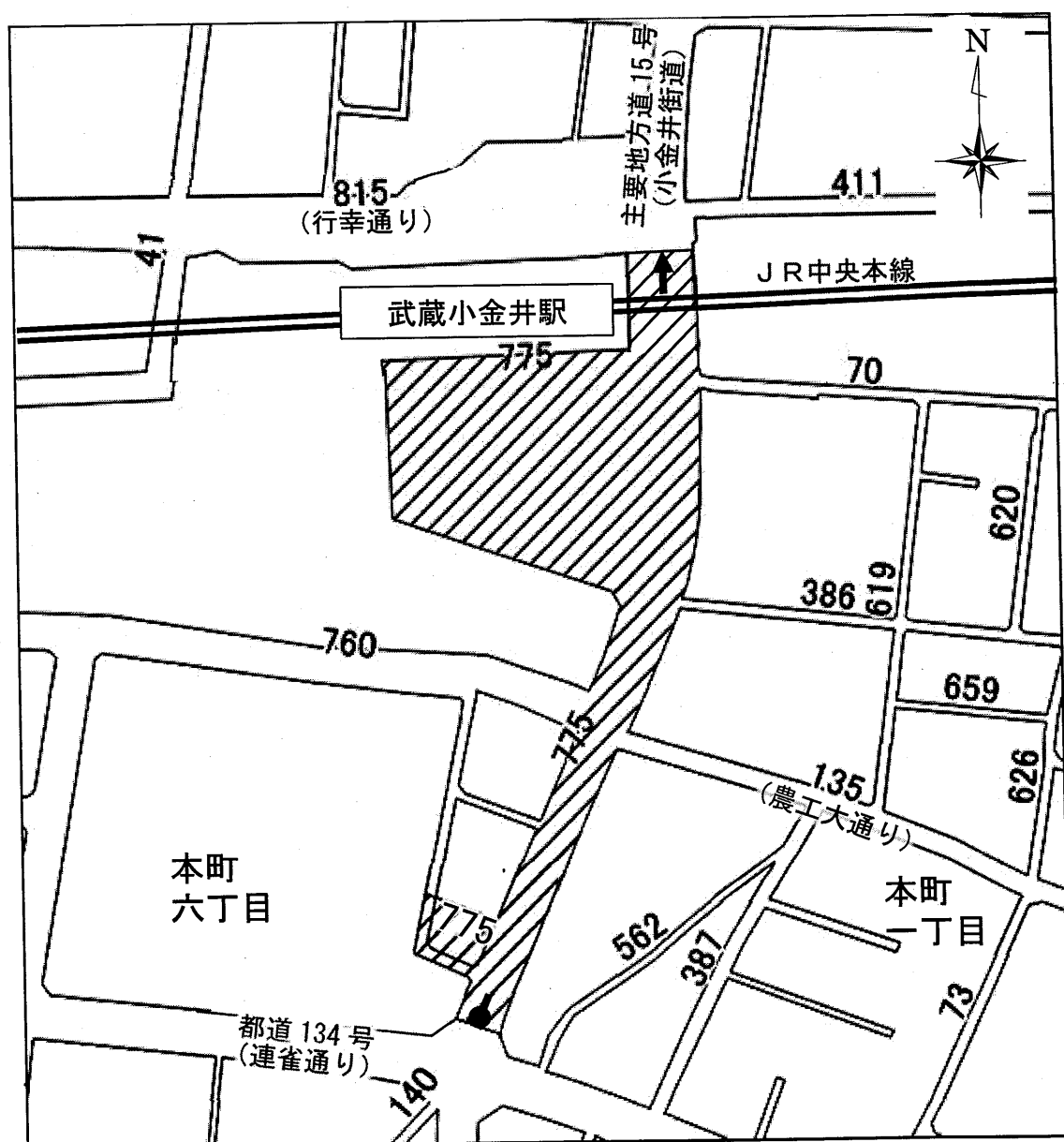
当該道路のうち、整理番号 7 7 5 については前原坂上交差点から J R 中央本線高架下部分までは東京都との協議により市が管理している道路、整理番号 8 4 7 から整理番号 8 5 1 までについては都市計画法第 2 9 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

市道路線認定案内図

凡 例

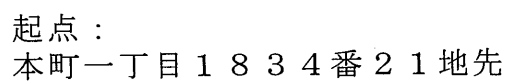


認定路線箇所



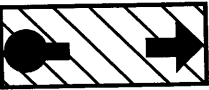
終点：
本町五丁目 1 8 0 3 番 1 地先

延長 284.19 m

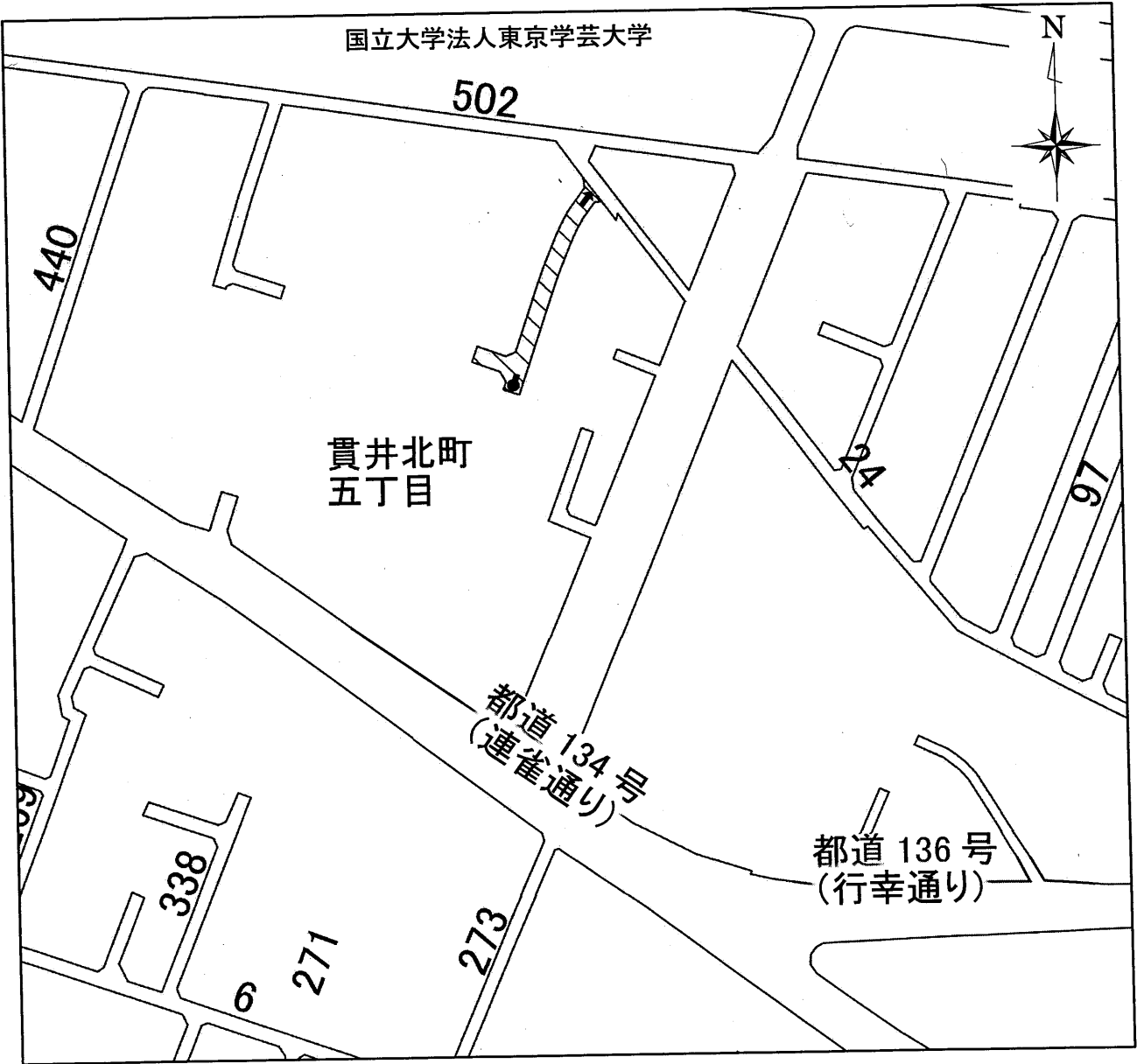


市道路線認定案内図

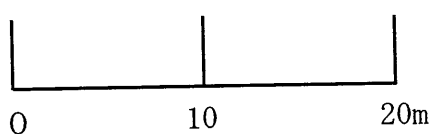
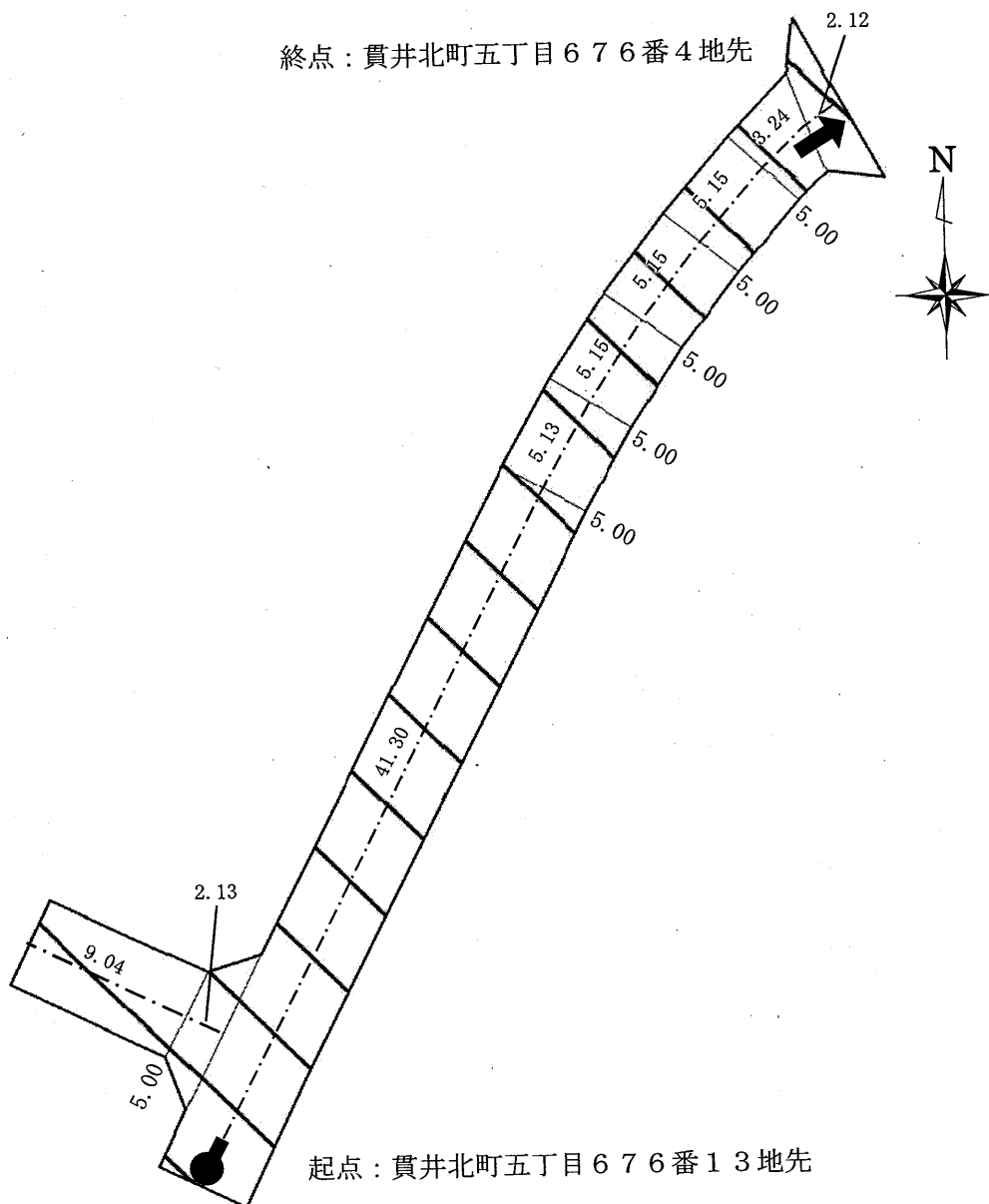
凡 例



認定路線箇所



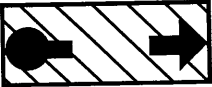
終点：貫井北町五丁目 6 7 6 番 4 地先



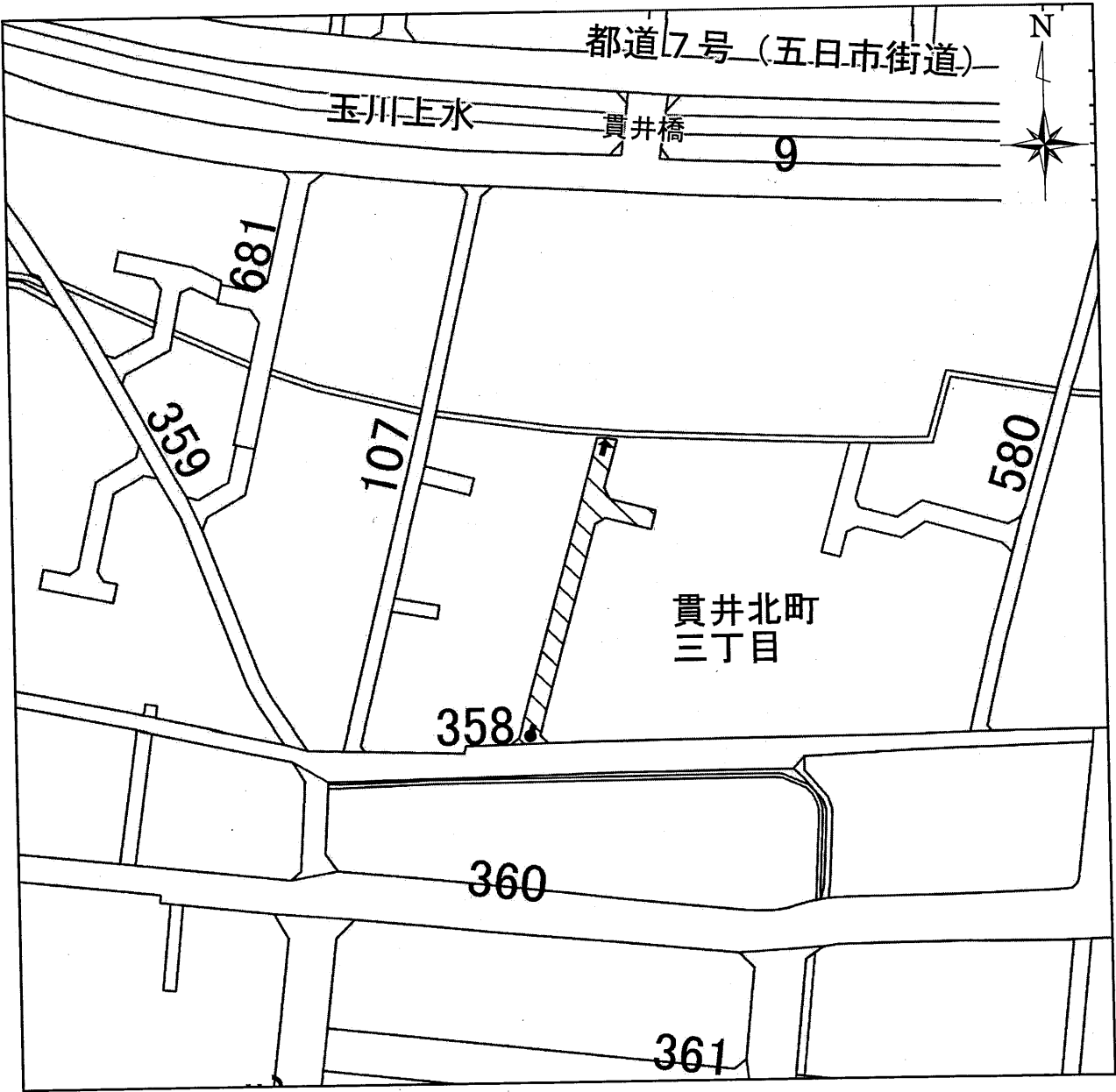
市道第847号線
幅員 5.00m
延長 78.41m

市道路線認定案内図

凡 例



認定路線箇所



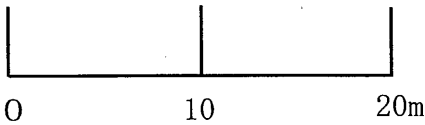
市道路線認定見取図

凡 例

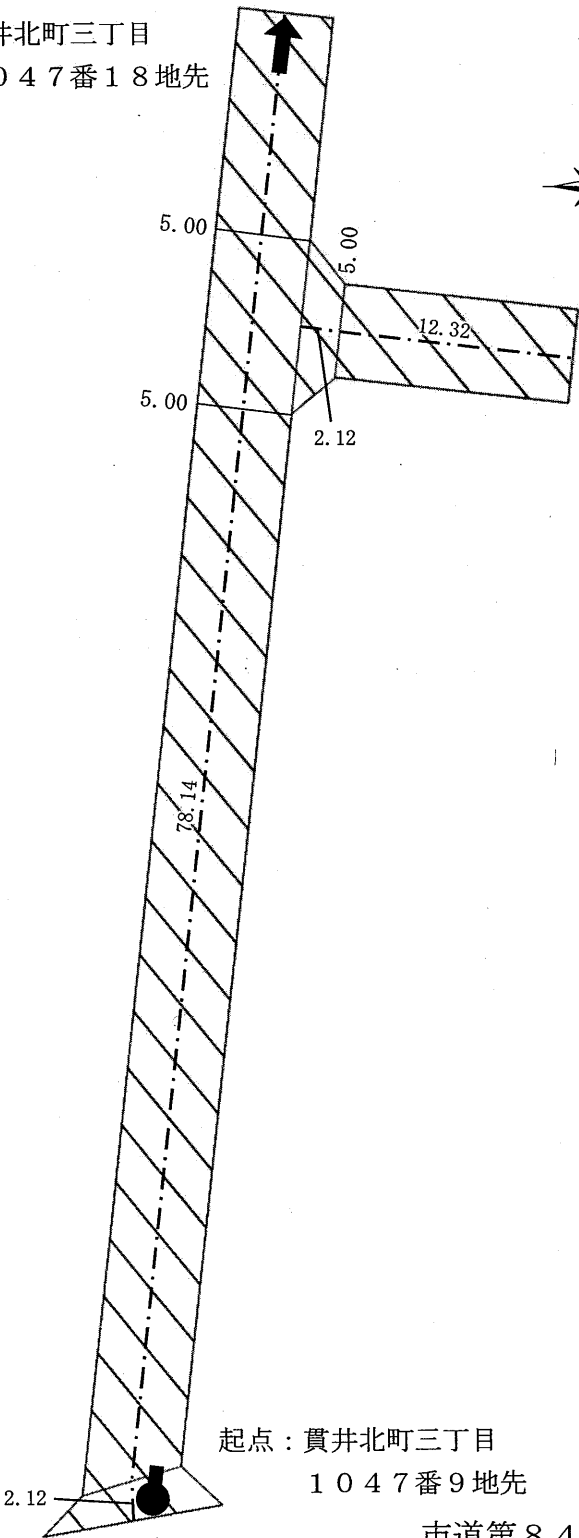


認定路線箇所

終点：貫井北町三丁目
1 0 4 7 番 1 8 地先



縮尺 1 : 4 0 0



起点：貫井北町三丁目
1 0 4 7 番 9 地先

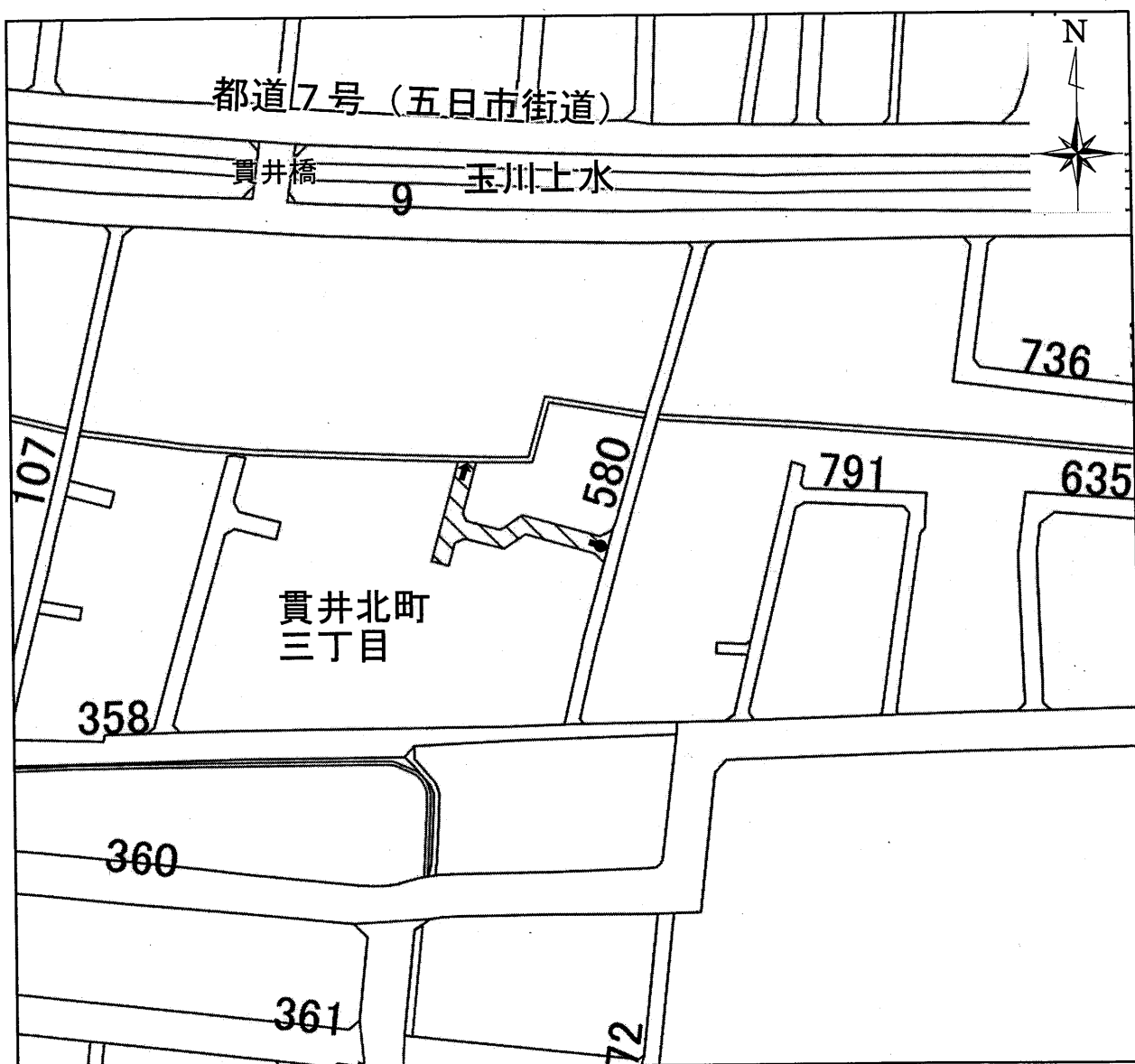
市道第 8 4 8 号線
幅員 5. 0 0 m
延長 9 4. 7 0 m

市道路線認定案内図

凡 例



認定路線箇所



市道路線認定見取図

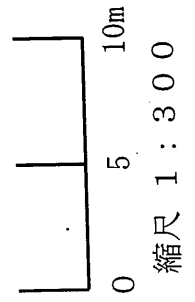
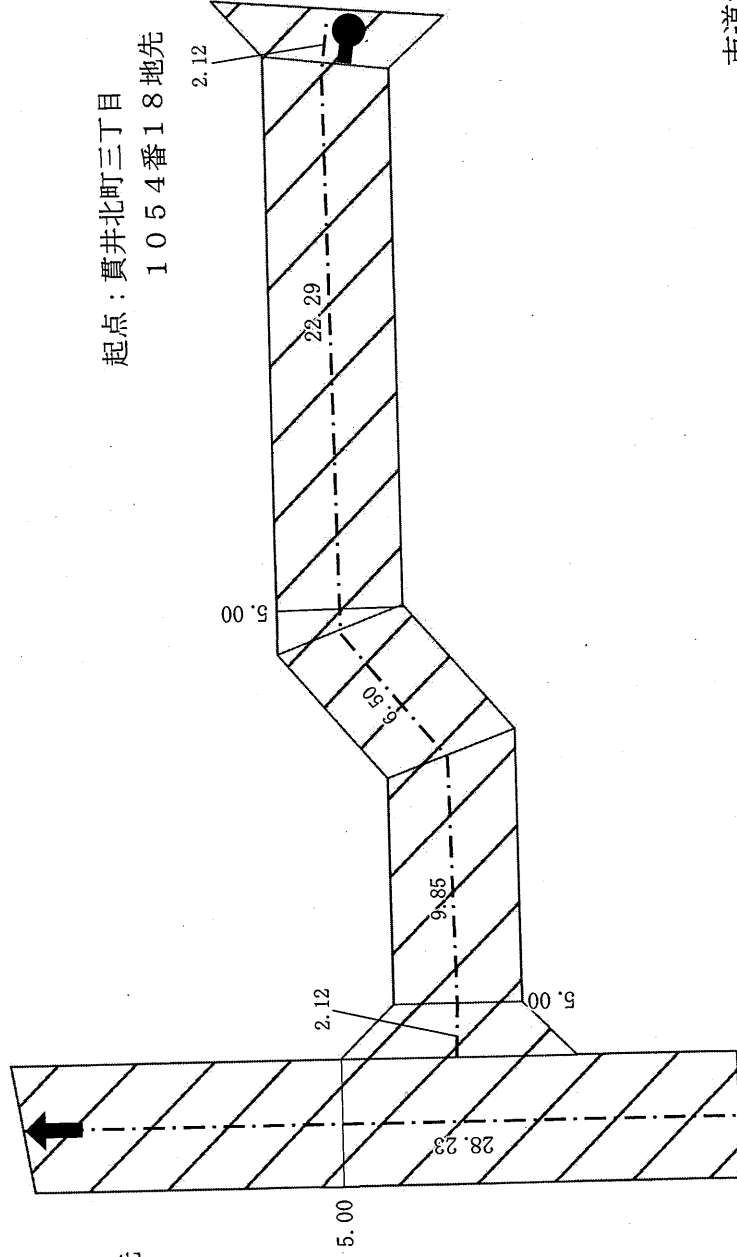
凡 例



認定路線箇所

終点：貫井北町三丁目
1054番23地先

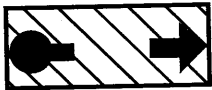
起点：貫井北町三丁目
1054番18地先



市道第849号線
幅員 5.00m
延長 71.11m

市道路線認定案内図

凡 例



認定路線箇所

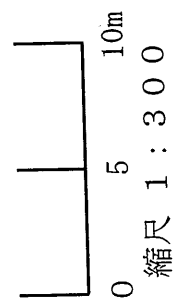
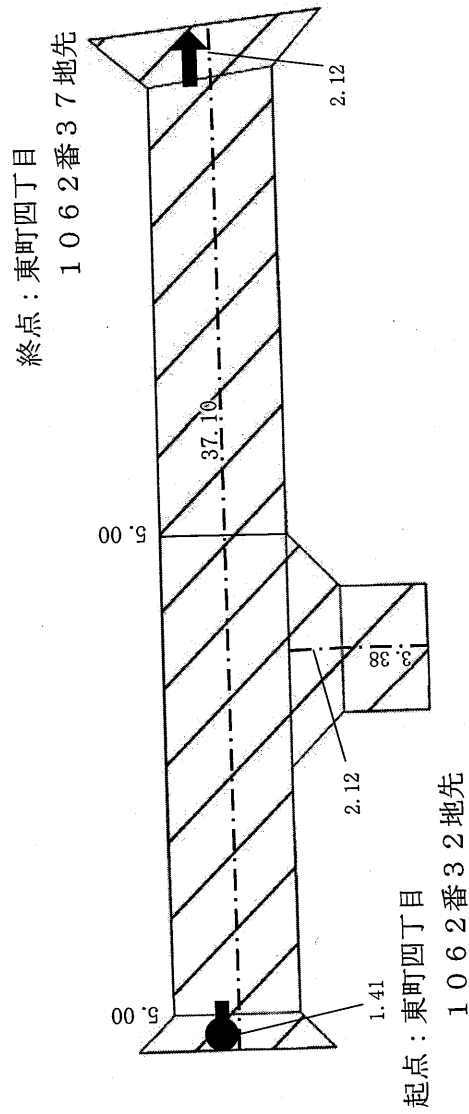
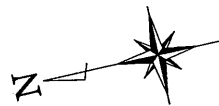


市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



市道第 850 号線
幅員 5.00m
延長 46.13m

市道路線認定案内図

凡 例



認定路線箇所

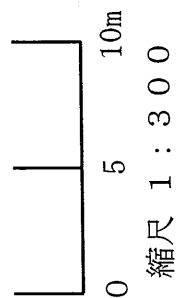
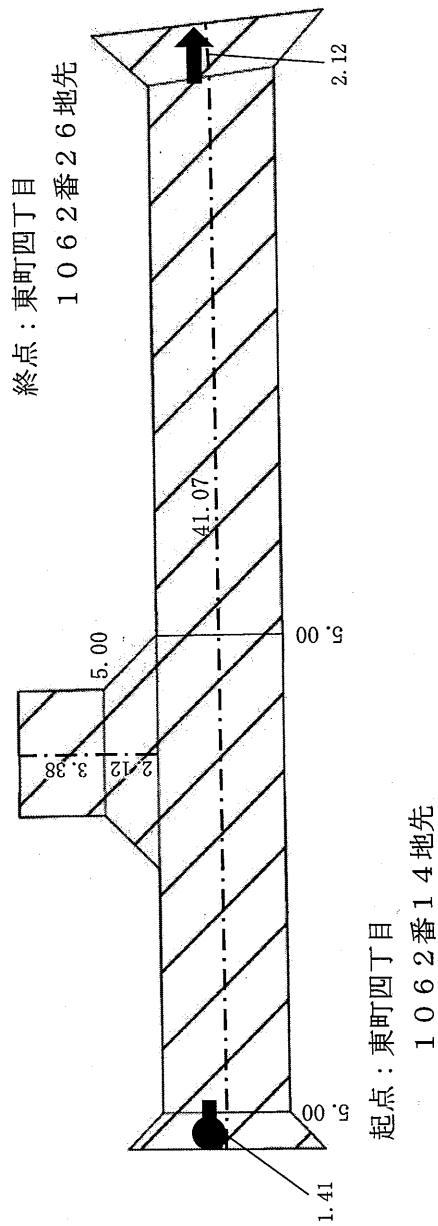


市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



市道第851号線
幅員 5.00m
延長 50.10m

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

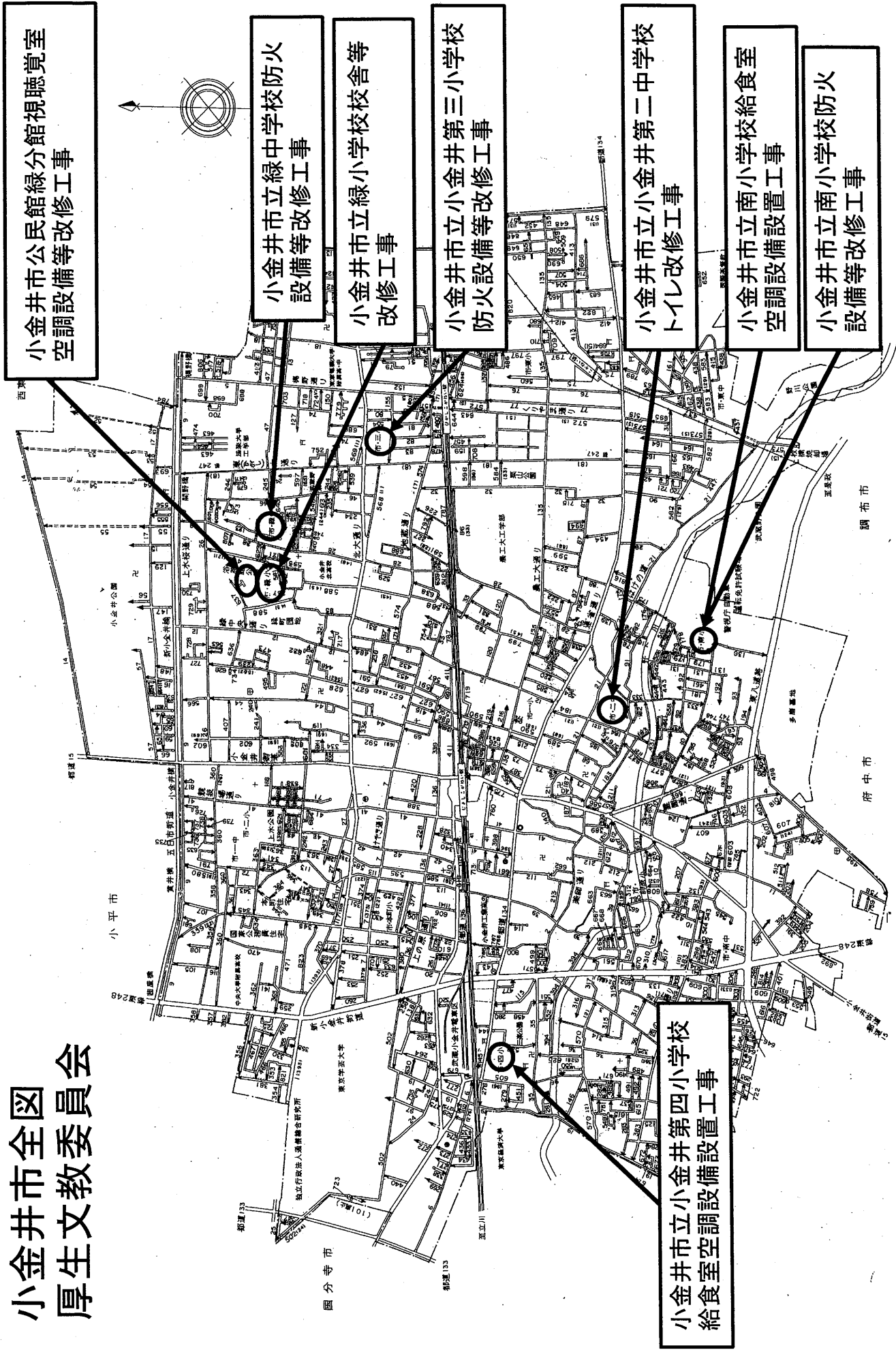
令和7年 5月 1日から
令和7年 7月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契 約 件 名 名 名 契 約 業 者 名 名 契 約 業 者 名 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	2510	令和7年 6月10日	小金井市立小金井第四小学校給食 室空調設備設置工事 シンワプラント(有)	16,610,000	令和7年 6月11日から 令和7年 9月19日まで	・給食室に空調設備設置 ・キュービクルの変圧器改修	制限付一般競 争入札3者	20
2	2650	令和7年 6月10日	小金井市立緑小学校校舎等改修工 事 関建設工業(株)	92,400,000	令和7年 6月11日から 令和7年 9月30日まで	・校舎改修(防火設備改修、間仕切壁改修、内装改修等) ・給食室改修(給排水設備改修、換気設備改修) ・体育館改修(ギヤラリー手摺設置、放送室撤去) ・附属建築物撤去	制限付一般競 争入札(総合 評価方式)4 者	20
3	2787	令和7年 6月13日	小金井市立小金井第三小学校防火 設備等改修工事 三和シャッター工業(株)メン テナンス事業部 首都圏メンテナ ンス第三支店	11,558,800	令和7年 6月16日から 令和7年 9月30日まで	・防火シャッター危害防止装置の設置 ・防火戸のヒンジ取替え ・非常ベル取替え	制限付一般競 争入札3者	10
4	2800	令和7年 6月13日	小金井市立緑中学校防火設備等改 修工事 相沢建設(株)	12,397,000	令和7年 6月16日から 令和7年 9月30日まで	・防火シャッター危害防止装置の設置 ・防火戸のヒンジ取替え ・煙感知器取替え	制限付一般競 争入札3者	10
5	2812	令和7年 6月13日	小金井市立南小学校給食室空調設 備設置工事 アートテクノ(株)	12,320,000	令和7年 6月16日から 令和7年 9月19日まで	・給食室に空調設備設置 ・キュービクルの変圧器改修	制限付一般競 争入札2者	20
6	3069	令和7年 6月20日	小金井市立南小学校防火設備等改 修工事 三和シャッター工業(株)メン テナンス事業部 首都圏メンテナ ンス第三支店	19,246,700	令和7年 6月23日から 令和7年 9月30日まで	・防火シャッター危害防止装置の設置 ・防火戸のヒンジ取替え ・煙感知器取替え ・誘導灯及び誘導標識取替え ・給水管改修	制限付一般競 争入札3者	10
7	3305	令和7年 6月30日	小金井市立小金井第二中学校トイ レ改修工事 シンワプラント(有)	14,850,000	令和7年 7月 1日から 令和7年 9月24日まで	・和便器の洋便器化改修(15基)	制限付一般競 争入札3者	10
8	4076	令和7年 7月30日	小金井市公民館緑分館視聴覚室空 調設備等改修工事 相沢建設(株)	18,194,000	令和7年 7月31日から 令和7年 12月12日まで	・空調設備更新工事 ・内装改修工事	制限付一般競 争入札2者	0

進捗率は、令和7年8月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和7年 5月 1日から
令和7年 7月 31日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名	契 約 業 者	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	2233	令和7年5月29日	小金井市子どもの遊び場等整備工 事	アイキ建設(株)	87,438,670	令和7年5月30日から 令和8年3月19日まで	・栗山公園(インクルーシブ遊具(回転遊具・ブランコ遊 具等)組立設置工、ゴムチップ・人工芝舗装工、外周柵設 置工、ベンチ設置工、池部親水スロープ設置工、駐車場拡 幅整備工) ・梶野公園(デッキ整備工、パーゴラ整備工、給排水設備 整備工、駐車場拡幅整備工) ・三楽公園(出入口・園路バリアフリー化整備工、土管・ 築山設置工、菜園整備工、外周柵設置工、ベンチ設置工)	制限付一般競 争入札(総合 評価方式)2 者	1
2	2622	令和7年6月10日	JR中央線高架下自転車保管所整備 備及び貴井北町自転車保管所解体 工事	関建設工業(株)	139,700,000	令和7年6月11日から 令和8年2月27日まで	JR中央線高架下自転車保管所整備工事 ・建築工事(事務所及び倉庫の新築) ・機械設備工事(事務所新築に伴う空調及び給排水衛生設 備) ・電気設備工事(事務所及び倉庫新築に伴う照明コンセン ト新設、自転車保管所内照明設備新設) ・外構工事(フェンス新設、アスファルト舗装他) 貴井北町自転車保管所解体工事 ・解体工事(既存建物、舗装、フェンス、擁壁、盛土撤 去)	制限付一般競 争入札(総合 評価方式)3 者	10

進捗率は、令和7年8月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

